

(第一類 第八号)

衆議院

農林水産委員会

議録 第八号

(一一一)

平成十八年四月十二日(水曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 稲葉 大和君

理事 岡本 芳郎君

理事 二田 孝治君

理事 黄川田 徹君

理事 西 博義君

理事 赤城 德彦君

理事 伊藤 忠彦君

小野 次郎君

近藤 基彦君

斎藤斗志 二君

中川 泰宏君

丹羽 秀樹君

西銘恒三郎君

広津 素子君

馬渡 龍治君

盛山 正仁君

荒井 聰君

山岡 賢次君

菅野 哲雄君

森山 裕君

古川 徳川信英君

渡部 篤君

岡本 充功君

後藤 斎君

西村 寛君

福井 照君

西村 康穂君

福井 照君

渡部 篤君

荒井 聰君

後藤 斎君

西村 康穂君

福井 照君

盛山 正仁君

廣津 素子君

馬渡 龍治君

盛山 正仁君

荒井 聰君

後藤 斎君

西村 康穂君

福井 照君

中川 正彦君

山田 孝君

篠原 昭一君

宮腰 光寛君

金子 恭之君

木寺 昌人君

議員

議員

農林水産大臣

農林水産大臣政務官

政府参考人

官(厚生労働省大臣官房審議官)

政府参考人

農林水産大臣政務官

農林水産大臣

(東京都足立区議会) (第三三七七号)
 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (東京都調布市議会) (第三三七八号)
 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (東京都東久留米市議会) (第三三八〇号)
 抜本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (奈良県議会) (第三三八一号)
 技本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (奈良県大和郡山市議会) (第三三八二号)
 技本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (奈良県生駒市議会) (第三三八三号)
 技本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (奈良県香芝市議会) (第三三八四号)
 技本的な都市農業振興策の確立を求める意見書
 (奈良県葛城市議会) (第三三八五号)
 「品目横断的経営安定対策」に関する要望意見書
 (北海道音更町議会) (第三三八六号)
 「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書(高知県南国市議会) (第三三八七号)
 「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直しを求める意見書(高知県香美市議会) (第三三八八号)
 「品目横断的経営安定対策」に関する意見書(福岡県築上町議会) (第三三九〇号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道松前町議会) (第三三九一号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道和寒町議会) (第三三九二号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道訓子府町議会) (第三三九三号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道東村山市議会) (第三三九四号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道足寄町議会) (第三三九五号)

要望意見書(北海道新得町議会) (第三三九四号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道池田町議会) (第三三九六号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道中札内村議会) (第三三九七号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道議会) (第三三九八号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道足寄町議会) (第三三九九号)
 平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道清水町議会) (第三四〇〇号)
 木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書(新潟県関川村議会) (第三三九九号)
 酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道議会) (第三四〇一号)
 は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金

(北海道音更町議会) (第三三八六号)

「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家

族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直

しを求める意見書(高知県南国市議会) (第三三

八七号)

「品目横断的経営安定対策」の対象を小規模、家

族農業経営者にも適用できるよう抜本的な見直

しを求める意見書(高知県香美市議会) (第三三

八八号)

「品目横断的経営安定対策」に関する意見書(福

岡県築上町議会) (第三三九〇号)

平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道松前町議会) (第三三九一号)

平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道和寒町議会) (第三三九二号)

平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道訓子府町議会) (第三三九三号)

平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道東村山市議会) (第三三九四号)

平成十八年度酪農畜産政策・価格対策に関する意見書(北海道足寄町議会) (第三三九五号)

す。

この際、お詰りいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として、農林水産省大臣官房総括審議官佐藤正典君、総合食料局長岡島正明君、消費・安全局長井出道雄君、農業局長山田修路君、外務省大臣官房審議官木寺昌人君、厚生労働省大臣官房審議官岡島敦子君、医薬食品局食品安全部長松本義幸君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○稻葉委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松野博一君。

○松野(博)委員 自由民主党の松野博一でござります。

品目横断的扱い手の安定施策に関する法案につきまして質問をさせていただきます。

現在、日本の農業政策におきます最も重要な課題は扱い手の育成にあります。私の地元の千葉県の千葉市や市原市におきましても、圃場整備が終わつた優良な水田ができ上がっている地域においても、扱い手が高齢化をして将来への継続の不安が聞こえてまいります。現在、日本の水田耕作者の平均年齢は六十五歳と言わわれております。このままでは、他のあらゆる農業振興策がどうれるとても、十年後の継続が大変厳しい状況となります。

○井出政府参考人 お答えいたします。

平成十一年の七月に制定されました食料・農業農村基本法におきまして、国は、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため必要な施策を講するとされております。

このため、基本法に基づきまして、施策を推進していくに当たりまして、目標すべき効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の姿を明らかにすることとし、平成十七年三月には、「農業構造の展望」としてお示ししたところでございます。

この「農業構造の展望」におきましては、平成十六年に二百九十三万戸であった総農家数が、平成二十七年には二百六十万戸から二百五十万戸程度になり、このうち効率的かつ安定的な農業経営は、家族農業経営で三十三万戸から三十七万戸程度、集落常農經營が二万から四万程度、法人經營が一万程度と見込んでおります。また、これらの經營によりまして經營される農地が全体の七、八割程度になると見込んでいるところでございます。

この時期に、農業従事者を対象とする抜本的な農業政策の変換、改革が行われることは、まさに待ったなしの重要な改革であることは言うまでもありません。この政策が成功するか否かは、いかに、対象の農地を集め、対象の農業者数を上げていくか、合理的で競争力のある農業経営をつくっていくかということにかかっているわけですから、これまでに、対象となる農地面積は五割程度であり、農業構造の実現に向けて、今般の品目横断的経営安定対策を初めとしまして、予算、金融、税制など、農業経営に関する各種施策について、その対象をできる限り扱い手に集中して重点的に実施することによりまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成、確保を図ることとしたして

が、党の二田委員の質問に対し、現時点において、対象となる農地面積は五割程度であり、農業者数としては三割程度が対象になるとの試算が示されました。正直、少ないなどいうような感想を持ったわけあります。

この農政の転換を成功させるために、将来にわたりまして、どのような具体的な政策によってそれを達成しようと考えているのかについて質問をさせていただきます。

○稻葉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案、砂糖の価格調整に関する法律案(内閣提出第四二八号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律案(内閣提出第四五号)

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第四六号)

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法律案(山田正彦君外四名提出、衆法第一号)

この時期に、農業従事者を対象とする抜本的な農業政策の変換、改革が行われることは、まさに待ったなしの重要な改革であることは言うまでもありません。この政策が成功するか否かは、いかに、対象の農地を集め、対象の農業者数を上げていくか、合理的で競争力のある農業経営をつくっていくかということにかかっているわけですから、これまでに、対象となる農地面積は五割程度であり、農業構造の実現に向けて、今般の品目横断的経営安定対策を初めとしまして、予算、金融、税制など、農業経営に関する各種施策について、その対象をできる限り扱い手に集中して重点的に実施することによりまして、効率的かつ安定的な農業経営の育成、確保を図ることとしたして

おります。

○松野(博)委員 対象農地の拡大や担い手の拡大の問題といいますのは、本法案、政策に対します対象者の理解が非常に重要であります。広報に関してはきめ細かく、特に、直接の相談窓口になります地方行政の関連部署や農業関係団体等への十分な指導を行つていただきたいというふうにお願いをさせていただきたいと思います。

続きまして、本法案の対象については、小規模農家や兼業農家、こういった農家が集落営農に参加することで対象となるということでありますけれども、集落営農に参加できないような高齢者の農家や零細な農家についてはどのように対応していくのかについて、お考えをお聞かせいただきました。

○金子大臣政務官 松野委員御案内とのおり、農業の生産構造の脆弱化が進行いたしまして、強靭な農業構造の構築が待ったなしの課題となつてゐる中で、品目横断的経営安定対策など、農業経営に関する各種施策の対象については、できる限り扱い手に限定し、集中的そして重点的に実施することが重要だと考えております。

今御質問のようなことは、現場をよく回つていらつしやるのでよくお聞きになると思います。私もたまにこういう質問を聞くわけでございますが、今回、新たに導入する品目横断的経営安定対策につきましては、一定の経営規模要件を満たす認定農業者と集落営農組織を対象として支援を実施することにしておりますが、そもそも、年齢とか性別とか專業、兼業等を問わずだれでも参加することができるものでございまして、参加しない方はいても参加できない方はいないというふうに考えております。

あわせて集落営農の決算、またそういうまとめてをするというようなことができないのかどうか、

○井出政府参考人 思います。

経理の一元化につきましては、集落営農組織が經營主体として将来にわたって安定的に農業經營を行つて、この二点、意義ある且戻全般の取扱

うようなことも考えていただきたいと思つております。
○梶山委員 ありがとうございました。
我が國の農業の営農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまな形で行われてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの

を行っていくためには、集落営農組織全体の収益とかコストの現状等を把握し適切な営農方針を策定できるようにしておくことが必要だ、この観点から要件としているわけでございます。

具体的には、三点お願いをいたしております。

一つは、集落営農組織名義の口座を設けていただき

うようなことも考えていいかたいと思つております。
○梶山委員　ありがとうございました。
我が国の農業の営農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまなもので行なわれてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の方の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけですがあります。が、この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思ひます。

きたい、二つ目は、農産物の販売名義をこの集落
當農組織名義にしていただく、三つ目が、農産物
の販売収入をこの集落當農組織名義の口座に入金

する、この三点がポイントだと申し上げております。この三点については、よく御説明すればそんなに高いハードルということではないと私たちには思っておりますが、初めてのところでは戸惑いもあるうかと思ひます。

うようなことも考えていただきたいと思つております。
○梶山委員 ありがとうございました。
我が国の農業の営農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまな形で行われてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけですが、この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思います。
○井出政府参考人 お答えいたします。
品目横断的経営安定対策の対象者の要件につきましては、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または一定の要件を満たす集落営農であつて経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることいたしております。

現在、現地で経理の一元化を日本に導入するためには、さまざまな形での支援が必要なのは御指摘のとおりでございますが、例えば、JAが営農セン

うようなことも考えていいかと思つております。

○梶山委員　ありがとうございました。

我が国の農業の営農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまなかた形で行われてゐるわけであります。

経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけですが、この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思います。

○井出政府参考人　お答えいたします。

品目横断的経営安定対策の対象者の要件につきましては、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または一定の要件を満たす集落営農であつて経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることいたしております。

一方、地域の実情を踏まえますと、中山間地域など物理的に集落の農地が少なく規模拡大が困難な地域もございます。こういった場合には、この

ターにパソコンや会計経理ソフトを導入しまして、専門スタッフを配置して集落の経理事務を支援している、あるいは支援しようとしているところです。

うようなことも考えていいかと思います。
○梶山委員 ありがとうございました。
我が国の農業の営農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまなかたちで行われてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけであります。が、この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思います。
○井出政府参考人 お答えいたします。
品目横断的経営安定対策の対象者の要件につきましては、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または一定の要件を満たす集落営農であつて経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることといたしております。
一方、地域の実情を踏まえますと、中山間地域など物理的に集落の農地が少なく規模拡大が困難な地域もございます。こういった場合には、この基本要件の規模を適用することが必ずしも適当ではないと考えられますので、別途の基準を設けて対象とすることができるといたしております。

構成員に中小企業の経営診断士や税理士の参加を
呼びかけまして支援体制を強化しているところ、
そういうふた取り組みも行わされてきておりますが、
農林水産省としましても、十八年度予算におきま
して、この集落営農の経理等に関する基礎的な知
識についての講習会の開催等を支援することについ
たしております。

うようなことも考えていただきたいと思っております。
○梶山委員　ありがとうございました。
我が国の農業の當農実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまなかたで行われてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけですがあります。この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思います。
○井出政府参考人　お答えいたします。
品目横断的経営安定対策の対象者の要件につきましては、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または一定の要件を満たす集落営農であつて経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることといたしております。
一方、地域の実情を踏まえますと、中山間地域など物理的に集落の農地が少なく規模拡大が困難な地域もございます。こういった場合には、この基本要件の規模を適用することが必ずしも適当ではないと考えられますので、別途の基準を設けて対象とすることができるといたしております。
また、対象品目を経営上の重要な構成要因として、有機栽培、複合経営などによりまして相当水準の所得を確保してゐる経営、野菜とか果樹に特化されて、一部米、麦もつくつていらつしゃる、そういうふた経営の場合には、経営規模に関係なく、実情に応じて個別に認定することができるというふうにいたしております。

それから、今委員御指摘の会計経理ソフトにつきましては、地域によりましては普及員、普及所等が独自の開発をされたようなものもございまして、そういうものが適切であれば頒布するとい

うようなことも考えていただきたいと思っております。
○梶山委員　ありがとうございました。
我が国の農業の當面実態、地形や気候等によつて、自然条件等によつてさまざまなかた形で行われてゐるわけであります。
経営規模要件を全国一律にすると、それぞれの限られた条件下で規模を拡大しようとする農業者の意欲をそいだり、かえつて構造改革の推進に支障を来すおそれがあるのではないかと考えるわけであります。が、この対策の経営規模要件は地域の実態や地域の意向を踏まえたものになつてゐるかどうか、ぜひお伺いをしたいと思います。
○井出政府参考人　お答えいたします。
品目横断的経営安定対策の対象者の要件につきましては、土地利用型農業の構造改革を推進していく観点から、認定農業者であつて経営規模が都府県では四ヘクタール以上、北海道では十ヘクタール以上のもの、または一定の要件を満たす集落営農であつて経営規模が二十ヘクタール以上のものを基本とすることといたしております。
一方、地域の実情を踏まえますと、中山間地域など物理的に集落の農地が少なく規模拡大が困難な地域もござります。こういった場合には、この基本要件の規模を適用することが必ずしも適当ではないと考えられますので、別途の基準を設けて対象とすることができるといたしております。
また、対象品目を経営上の重要な構成要因としつつ、有機栽培、複合経営などによりまして相当水準の所得を確保している経営、野菜とか果樹に特化されて、一部米、麦もつくつていらつしやる、そういうた経営の場合には、経営規模に関係なく、実情に応じて個別に認定することができる手に十分な門戸を開くと同時に、坦い手の経営改

○梶山委員 次に、この制度の交付金の支払いに農業構造の努力を促しまして、その結果、力強い農業構造の実現に資するものと考えております。

ついてお伺いをいたします。
支払いにつきましては、諸外国との生産条件格差を是正するための対策、いわゆるゲタ対策、そ

過去の生産実績に基づく支払いについて、農家が十九年以降規模拡大をした場合や新規参入した場合、その生産実績はどういうに取り扱われるのか、教えていただきたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。
過去の生産実績に基づく支払いは、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、緑の政

東として制度を構築するものでございます。したがつて、過去の生産実績のない人から農地を取得した場合ですか、対象農産物の作付が拡大した場合については、緑の政策としての今回の制度の枠組みの中では対応することはできませんので、黄色の政策でございます毎年の生産量、品質に基づく支払いのみでの対応が基本となります。

ただし、御指摘のような事例については、それ

それ担い手による主要食糧の安定供給ですか、新規参入支援といった政策目的に沿つたものでございますので、これについては、本制度とは別

（櫻山委員） 今、答弁の中にもありましたけれども、もう一つの対策、毎年の生産量、品質に基づいて支払いにつきましては、農業者の生産性、品質向上に対するインセンティブを生かす観点から、定の水準が必要と考えております。

過去の生産実績に基づく支払い、これは緑の政策であります。そして今の、毎年の生産量、品質に基づく支払い、黄色の政策でありますが、この切り分け方については、政策を将来とも安定的に

講じていくために緑の政策が中心となるような考え方が必要であり、その意味で、この二つの政策の比率については大変大きな関心を持つております。もし現時点で答えるのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

○井出政府参考人 様
国内支持に対する国際規律の制約の中で、本対策を長期にわたり安定的かつ継続的に講じていくためには、緑の政策でございます過去の生産実績に基づく支払いが、生産条件の格差を補正する支払いにおきまして、できる限り多くの部分を占めるようになりますことが必要であると考えております。

他方、このような仕組みを導入する場合でありますても、需要に応じた生産や生産性向上に資するような工夫が必要でありますので、生産量等の変動に応じて支払い額も変動させることから、WTO農業協定上は削減対象の黄色の政策になりますが、毎年の生産量、品質に基づく支払いをあわせて講ずることとしております。これにつきましては、農業者の生産性、品質向上等に対する適切なインセンティブを働かせる観点から、品質格差を的確に反映できるような水準を維持することが必要ではないかと考えております。

例えば小麦ですが、現行の麦作経営安定資金における品質格差の幅程度を当面継承することとした場合には、現在、この格差の幅は、昨年秋に公示しました生産条件格差補正支払いの試算値の一・三割を占めることになります。

このことを踏まえますと、毎年の生産量、品質に基づく支払いの割合につきましては、生産条件格差を補正する支払いの一・三割とし、残りの七・八割を過去の生産実績に基づく支払いに充てることが適当であると考えますが、いずれにしても、法案第三条第七項に基づきまして、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いた上で、具体的に単価水準として決定してまいる考え方でございます。

わけであります。が、米の需給調整を引き続き適切に実施する観点から、担い手以外の農家に対しても、米価下落の影響を緩和するような支援策を当面、しばらくの間、実施していくべきではないかと考えます。けれども、その辺のお考えはいかがでしようか。

これまでも環境保全型農業を推進してきたわけありますけれども、これまでの成果についてまずは総括をしていただきたい。そして、今回の農地・水・環境保全向上対策で、農村が持つ多面的機能向上のためにさらにどのような展開を進めようとしているのか。そして、中山間地、特に過疎化の進む中山間地、今度の、担い手というのも非常に少ない地域であると思っております。そういったところの環境保全のためにどういったことを考えておられるのか、お聞かせいただきたいと

二つ目には、地域の中でもまとめて化学肥料、農薬の使用を大幅に低減する先進的な営農活動、こういったものを支援するものでございまして、農業、農村の有する多面的機能の發揮に資するものと考えております。

柄の麦を大ロットで輸入しております。
一方、今回導入されます SBS 方式につきましては、委員御指摘のとおり、実需者のニーズがまぎめ細かく反映される輸入方式であるという特徴をもつております。このため、新たに SBS 方式を導入することによりまして、近年、安全、安心、心地よい方向の高まりを背景に多様化する消費者ニーズにまぎめ細かく対応した多様な銘柄の麦の輸入が可能となるものと考えております。

— 5 —

米づくりの本来あるべき姿の実現を目指します
て、需要に即応した米づくりの推進を図るため
に、需給調整対策、流通制度の改革など、各般の
施策に取り組んでいます。ごぞんごとお聞きいた
す。

十九年度からの米の需給調整に対する支援策に
つきましては、担い手を対象といたします品目横
断的経営安定対策が導入されることなどを踏まえ
まして、次のように見直すことといたしております。

○金子大臣政務官 農林水産省におきましては、平成四年から、環境保全型農業を全国的に推進するため、技術の開発、実証等を行うとともに、持続農業法に基づく土づくりと化学肥料、農薬の低減に取り組む農業者、いわゆるエコファーマーに対します金融、税制上の支援を行つてきたところでございます。

今、中山間地域直接支払い制度というのを実施しておりますが、中山間地域においても、この事業はすばらしいということで大変感謝されていると思うのでございますが、このことも含めながら、多面的機能が発揮できるように、担い手がきちんと残れるように、その効果が出るように、これからも梶山委員の御意見等も踏まえて取り組んでまいりたいと思います。

まず、需給調整メリットとしての米価下落による影響緩和対策でございます稻作所得基盤確保対策及び担い手経営安定対策に関しましては、担い手を対象とする対策につきましては、品目横断的経営安定対策へ移行いたしますけれども、委員御指摘の担い手以外に対する対策につきましては、米の需要に応じた生産を誘導するため、当面の措置といたしまして、産地づくり対策のメニューの一つとして米価下落の影響を緩和するための対策を行えるよう措置することといたしております。また、産地づくり対策につきましては、現行対策の実施状況などを踏まえた見直しを行いますとともに、集荷円滑化対策については、その実効性を確保し実施することといたしております。

このように、生産調整の実効性を確保するため、品目横断的経営安定対策の対象とならない農業者であっても生産調整の実施に着目した対策を講ずることとしているところでございます。

○梶山委員 続きまして、環境保全についてお伺いをいたします。

增加しておりますて、平成十七年九月末時点でお
前年に対して約二万六千人増の約八万九千人と
なっております。

梶山委員の御地元の茨城県でございますが、大
変積極的に取り組んでいただいておりまして、全
国で八万九千人でございますが、茨城県において
は平成十七年九月末で五千百人のエコファーマー
の方に取り組んでいただいておりまして、大変意
識の高い農家の方に多いんだなというふうに感心
しておりますし、ぜひこれを進めていただきたい
と思います。

また、農業、農村が有する多面的機能というの
は、農村において適切な農業生産活動が持続的に
行われることによりまして発揮されるものでござ
います。農地・水・環境保全向上対策は、農地・
農業用水等の資源さらにはその上で営まれる農
農活動を一体として、その質を高めながら将来に
わたり保全するためには、一つには、地域ぐるみ
で、農地・農業用水等の適切な保全とあわせて施
設の長寿命化や環境保全にも取り組む共同活動、

○梶山委員 今、金子大臣政務官からお答えが
あつたわけでありますけれども、中山間地域、特
にやはり過疎化が進む中山間地域は、担い手とい
うか、その後農業をやっていく人たちも少ない、
そしていなくなつたときにどうなるかという不安
があるわけであります。そういうことも含め
て、万全の対策というものをお重ねてお願ひしたい
と思います。

続きまして、麦に関することがありますけれど
も、麦製品に対する消費者や加工業者の多様な
ニーズにこたえられるように、国家貿易の枠内で
麦製品の製造業者の需要に柔軟に対応できる輸入
方式として、SBS方式、売買同時契約方式とい
うものをこの制度で導入することとしております
が、これにより従前とどのように変わっていくの
か、またどのような麦が輸入されていくことにな
るのか、お答えをいただきたいと思います。

○岡島(正)政府参考人 お答えいたします。
現在の国家貿易におきましては、輸入を効率的
に行うために、実需者ニーズの最大公約数的な銘

の本会議の答弁の中では、備蓄は約三百万トンの棚上げ備蓄を行うということになりますが、それに関して何点か質問をさせていただきます。

まず、第一点目。これは具体的な数値が述べられておりませんけれども、毎年の生産量の見込みの数量はどのくらいに考えているのか、そして、毎年どのくらい備蓄として買い入れを予定しているのか、また、何年間保管をし、どのような形で売却していくのかということがまず第一点。

そして、第二点目。三百万トンの米の保管ということではありますが、現状は百万吨の政府備蓄をしているわけであります。大体一トン当たり年間一万円の費用がかかるわけでありますけれども、また新たな備蓄用のサイロ、そして建物の確保も含めて、どのような財政負担を考えておられるのか。

そして、三点目。備蓄米のうち一定期間を経過したものについては飼料やバイオマスなどに利用するということになつておりますけれども、そのバイオマス利用の詳細を教えていただきたい。そ

卷之三十一

して、この場合、私どもの計算では、大きな差損が生じ財政負担が必要となるわけがありますが、その財政負担はどのくらいになると積算をしておられるのか、また財源はどうにするのかということを教えていただきたいと思います。

○山田議員 梶山委員からの質問でございますが、私どもの備蓄量ですけれども、かつて、一九

九二年でしたか、冷害のときに二百五十九万トン米を緊急輸入せざるを得なかつたということがありまして、少なくとも三百五十万トン備蓄しておかなければいけないというのが我々の基本的な考え方です。

その三百五十万トンをどうして備蓄するかというと、今まで回転備蓄方式で各倉庫に保管しておつた。これが、トントン当たり一万から一万二千円の保管料がかかるわけです。我々は、棚上げですから市場に出しません。そのためにはカントリーエレベーターに隣接したサイロ、もみサイロで十五度以下に冷蔵してやつていくやり方で考えておりましたが、これをやりますと運送費とかその他ほとんどかかりませんので、三百五十万トンの保管料だけで四十五億円、今のいわゆる回転備蓄の十分の一の費用でできると我々は試算いたしております。そのためのサイロ建設、仮に一年間で百万トンつくつていったとしても、約五〇%の補助で三百億円ぐらいだらうと考えております。

ささらに、五年間備蓄を重ねていって、五年後にバイオマス利用とかえさ利用とかした場合には、それだけの差額といいますか差損が出るわけですが、その差損だけで、五年分と考えますとかなりの金額にはなると思つております。大体、私どもの試算でいきますと、トントン当たり約二十万の差損を計算しまして、年間のいわゆる償却は四百億円ぐらい、それくらいは必要になつていくんじやなからうかと考えておりますが、これは食の安全保障のために必要なコストだと考えておりまして、米の備蓄、日本国民にとって米を備蓄していくこと、少なくとも三百五十万トンの備蓄、それにかかる費用としては当然必要なものだ、そう考えている

ところです。

○梶山委員 今お答えをいたいたわけであります

が、将来の環境を考える意味でいろいろ形で検討をいただきませんでしたが、まあ結構です。

バイオマスの利用というのは、我が党においていんですか用化、かなりの量を使うというところまでいつていいというのが現実であると思っております。

そして、政治というのは、理想を目指すのはいいんですけども、その道のりがあることを忘れています。

いんですか用化、なかなかやはり、実用化、かなりの量を使うというところまでいつていいというのが現実であると思っております。

いんですか用化、かなりの量を使うというところまでいつていいというのが現実であると思っております。

大臣、その前に、この法案が出たいろいろな経緯というのは、今触れさせてもらいましたこの八年間、それ以上のいろいろな戦後の農業政策の基

本的なあり方、そして、海外も含めて国際需給が

中長期的に見てどんな形で推移するか、この数年

年間、それ以上のいろいろな戦後の農業政策の基

うに、確かに農政、食料問題は一朝一夕に解決できませんが、それでも、それが現実であります

いります、だからこそ、日本が置かれた世界の中

での位置、特に食料という位置づけをまず明確に

しながら議論を進めるべきだというふうに私自身

は思っております。

大臣、大きな意味合いも含めてですが、特に、

アメリカも含めた世界の大輸出国、そしてある意

味では輸入と輸出のバランスをとったEU、そし

て世界の胃袋に転じた中国という三つの地域に限

定していただいて結構でございますが、その需給

と今後の需給見通しについて冒頭お尋ねをしたい

と思います。

○中川国務大臣 おはようございます。

まず、後藤委員から、大変大局的な、そして極

めて大事な御質問でございます。

御承知のとおり、日本は、世界一の食料純輸入

国であり、そしてまた、世界じゅうと貿易をしな

がら国民の生命あるいはまた経済活動をしていく

わけでございます。そういう中で、日本として

は、もうたびたび議論になつております自給率の

問題が非常に大きいわけでございます。

そういう中で、後ほど申し上げます世界の状況

との関連におきまして、基本法に位置づけられ

おりますように、今後の食料政策というのは、自

給率の向上、それから適正な備蓄、そして輸入と

いう三つによつて行つていかなればならないわ

けでございます。

そういう日本の状況というものがでございま

りますけれども、他方、世界の食料生産あるい

は消費の状況につきましては、まず、消費の方あ

るというふうに承知をしております。

そして、世界のこれから穀物を中心とした需

要がどんな形でます推移をするか、そして、それ

を国民の皆さんにどんな形でお知らせをしなが

ります。そして人口があえていくという、この大きな

消費の圧力というものがあるわけでございます。

他方、生産の方につきましては、これも後発開

発途上国のように、まず農業をきちっと確立して

いこうと。インドのように、WTOにおきまして

もよく議論になりますけれども、自分たちは食料

を自給すると同時に今後輸出をしていきたいんだ

といふインセンティブがあるわけでございます。

アフリカのよう、今後農業でも輸出をして

いきたいという希望が非常に強いわけでございます。

アフリカの人たちと話をしていると、アフリカ

でできた農産物あるいは魚類をぜひ日本に輸出を

したいという要望が非常に強いわけでございます。

したがいまして、日本といたしましては、昨年

末に発表いたしました開発パッケージという形

で、後発途上国で生産される農産物あるいは水産

物が世界じゅうあるいは日本で消費できるよう

システィムをつくつていこうという支援をしている

わけでございます。

それから、一般的に農業の生産性は上がつてい

るわけでありますけれども、他方、農地の荒廃と

いつた大きな問題があります。例えば、中国にお

ける水不足、あるいはまたアメリカにおける水不

足、オーストラリアでも数年前に干ばつによつて

小麦の生産量が大変落ちたとか、あるいはまた天

災地異、あるいは土地、水の問題等々の不安要素

もあるわけでございます。

そこで、御指摘の、まずアメリカにつきまして

は、生産量は近年高い水準にありますけれども消

費もふえてまいりまして、輸出国でありますけれ

ども天候その他不安定要因もあるわけであります。

E Uにつきましては、干ばつ、あるいは最近は

大雨といった異常気象が続いておりまして、生産

が極めて不安定な状況にあるということでござい

中国につきましては、先ほど後藤委員からも御指摘ありましした私も申し上げたように、生産、消費両方で、需給という観点からは不安定、あるいはまた、消費の、輸入の方の圧力があるわけでありまして、たしか中国は米の生産世界一でありますけれども、しかし食料の純輸入国に転じている、今後ますますその方向が強まっていくんだろうというふうに思っております。

そういう世界の飢餓も含めた食料の状況というのもよく頭に入れながら、日本だけの問題ではなくて、世界の中で貢献ができる、あるいはまた、自給率を上げていく、という政策上のいろいろな観点から、食料政策というものを世界の中でも位置づけていくことが今後大事になつていくんだろうというふうに理解をしております。

○後藤(斎)委員 大臣が最後の方でも触れていただきましたように、確かに今、いろいろな事情が急速に変化をしつつあります。

特に、WTOの中でも、大臣も含めて繰り返し御発言になつてているというふうにお聞きをしておりますが、いわゆる食料安全保障論であります。これは、大臣が今、全体の需給も含めたお話の中で触れていただいたように、従来であれば、食料安全保障というのは、量はいっぱいある、でも、自然災害、不作であるとか港湾危機であるとか、ある意味では短期的な、特に供給面の不足ということから多分生じてきたのかなというふうに思っています。

そして、今の食料安全保障というのは、ある意味では、需給の特に需要の部分が、従来予想もしなかつたような形で、中国、インドを含めた国が、アジアの国も、ほかの国もそうですが、急速に需要の面で変化をしてきたということで、私は、食料自給率・食料自給力ということが必要になつてきていると思うんです。

ただ、食料安全保障ということについても、質的に大きく変わったと思うんですが、もつと必要なことは、国民の皆さんにどこまでそれが周知を

リカを中心とした、いわゆる飢餓状態に近い人口が八億人いる、ああ大変だなどというふうな気持ちがあります。私も、昨年、他の委員会でアフリカの視察に行かせていただいたときに、一日一食しか食べられない地域というのがたくさん現存をし、その国も、大臣がお話しされたように、食料輸出をするということ以前に、まず自分たちで三食食べられるようにしていきたいという状況の国がまだたくさんござります。

そして、この新たな経営所得安定対策制度をスタートするにしても、消費者という観点ですが、国民の皆さんがこの制度をどう認識し、そして、私たちが納税者としてこの仕組みが正しいんだといふ、いわゆる国民全体のコンセンサスがまず必要だ。それには、中長期的に見て、もつともっとと需要と供給のアンバランスが進んでいき、やはり日本の国内で対応できるものはという意識はあって、例えば、スーパーに行ってお買い物をする、八百屋さんに行って野菜や果物を買うときには、その意識が常にあるかというと、そうではないと思うんです。

ですから、農業白書も含めて、従来からいろいろな工夫をやっている。確かに読みやすいようになつて、告知は、周知はしているというふうに多くおつしやるので、あえてお聞きはしませんが、ただ、その理解というものがどう得られるかというのがやはり私は必要だと思うので、そのメッセージをこれからどんな形でやっていくのか。大臣でなくとも結構ですので、農水省がこれからどういうメッセージを、今回の経営所得安定対策の必要性というものを、全体の世界の需給や、国内で自給力を高めるという必要性も含めて、その中でどういうふうに位置づけるんだという、そのメッセージをどんな形で発信をしていくのか、お尋ねをしたいと思います。

したがいまして、当委員会の議員の皆様方、つ
まり、国会の意思と政府の意思というものは、食
料に関しては基本的には共有している。しかし、
それを国民に御理解していただき、御支持をして
いただけるかどうかという前提として、きちっと
したメッセージを発信するということは、御指摘
のように極めて大事なことがあります。

政府が出示す白書、確かに三十何種類あるというふ
うに記憶しておりますて、そのたびごとに閣議決
定をしておりますが、読みたい白書ばかりであり
ますけれども、片つ端からとも読む気にならな
い、量的にも、また、見た瞬間に、白書も随分
と、カラーになつたり、写真をいっぱい入れた
り、図を入れたり、また、農水省の場合には、
ジュニア農水白書とか、あるいはホームページと
かメールマガジンとか、いろいろやつております。

それから、後藤委員も、農林水産省に来たとき
に、最初に多分びっくりされるんじやないか。私
も、久しぶりで農林水産省に昨年行つて、改めて
びっくりしたのは、何と農林水産関係のポスター
の多いこと。一体ポスターは何百種類あるんだ
と。精査してポイントだけ絞らないと、ポスター
だらけです、農林水産省の中。これが、宣伝とい
いましょうか、周知をしていただきためのポス
ターがこれほど山ほどあると、逆に何が何だかわ
からない。

だから、今担当に言つて、きつとし、ポス
ターはみんな大事なんですけれども、余りにも多
過ぎて、ちょっと脱線ぎみの答弁になるかもしけ
ませんけれども、この階に行くとこれが大事だ、
これを食べなさい、上の階に行くと、これを食べ
なさい、そのまた上に行くと、水産庁に行くと魚
だと。これを全部そのとおりやつていると、多
分、食のバランスどころか食べ過ぎておかしく
なつちやうんじゃないかというぐらいです。個々
には大事なんです。でも、省として、食に対する
責任を持つている、生産に対する責任を持つてい
る役所としては、全体としての統一を考えなけれ

ば、バランスを考えなければいけないということ、で、無数にある広報ボスターを統一するよう、今作業をやっているところでございます。

いすれにいたしましても、国民、とりわけ食育の一番大事な対象でありますお子さん方に、きつとした情報が、できれば御家庭を通じて、あるいは学校を通じて、マスコミあるいはインターネット等を通じて、できるだけ理解していただき、実践していただけるように、発信すればいいんだということじやなくて、きちんとその情報が伝わるように、これからもさらに努力をし、場合によつては、我々発信サイドだけの知恵ではなくて、消費者サイドや広報の専門家の皆さん方のお知恵も拝借しながら、とにかく情報がきちんと届くような努力を今後も一層していく必要がある。白書だけではなくて、御指摘がございましたので、常日ごろ思つていることも含めて答弁をさせていただきましたが、きちつと情報が届くようにな、我々も今後とも努力していくかなければいけないというふうに理解をしております。

○後藤(斎)委員 ぜひ、大臣が御発言いただいたように、確かに、たくさん的情報があり余るほどあつて、ただ、そのときに何が一番必要なのかといふ、大臣が御指摘いただいたようなことだと思います。ぜひこれからも、そういう視点に立った周知をお願いしたいと思います。

そして、この経営所得安定対策の前段として、昨年、食料・農業・農村基本計画がバージョンアップになりました。第一次というか、前基本計画の中では、二〇一〇年の食料自給率という部分で四五という数字を目標数値に置いて、確かに、いろいろな御努力をされたり、予算も投入をしてまいりました。しかしながら、結果は、昨年度でも四〇のまま変わらずということであります。そして今回、再改定というか、二次基本計画の目標数値、平成二十七年、二〇一五年の部分でも四五という数字を出されています。

なぜ、前基本計画で自給率の目標というのをなかなか達成することができなかつたのか、簡潔に

理由をお聞きしたいのと、そして、その責任といふものはどんな形で御認識をされているのか、あわせて簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

前回の自給率目標四五%を達成するためには、米の消費量の維持でございますとか、需要に即して農業生産の拡大などを前提としていたところでござります。

しかしながら、御案内のとおり、米の消費量は
つきましては、平成十五年度には、九年度と比べ
まして四・八キログラム減の六十一・九キログラム
まで減少する一方、飼料や原料の多くを輸入に
依存する畜産物や油脂の消費が増加し、また農業生
産量は総じて減少しているところでございま
す。

このように消費生産両面で当初見込んでいた姿とは異なつており、また、諸課題の解決が十分ではなかつたことから、食料自給率は上昇には至らなかつたところでござります。

食料自給率の向上を図るためには、政府だけではなく、地方公共団体、農業者、農業団体、食品事業者、消費者、消費者団体などの関係者が一体となつてそれぞれの課題に取り組むことが不可欠であるというふうに考えております。

このたゞ、新たな基本計画に引きましては、主

農業団体、食品産業事業者、消費者、消費者団体などの関係者の役割を明確化した上で、これら関係者が一体となって計画的な取り組みを推進するため、関係者から成る食料自給率向上協議会を設立及び消費の両面において重点的に取り組むべき事項でございますとか、地方公共団体、農業団体、

○後藤(斎委員) 確かに、需要面のいろいろな変化の中でなかなかそれに対応できなかつた、端的に言えば、そういうのかもしれないが、一方で、今回民主党が提出をしている法案の、第一条の目的というのは、今の世界の穀物を中心とした食料の需給関係のこれからとの不透明さ、また不安、それ

をどうしても国内生産を強化するということで私
拭をしたいという思いが強く伝わります。

しかし四五という数字もなかなかこの目標に五年以上たつて達成できなかつた、それをまた五年、言葉は悪いかもしませんが、とりあえず先送りをせざるを得なかつたという中で、民主党の食料自給率は十年以内に五〇まで持つていけるという強い目標を掲げています。その点につい

て、政府が五年以上やつてきたものがなかなかうまくいかなかつたということも踏まえて、この五〇という数字は確かに必要だとは思うんですが、それについてのアプローチをどういうふうに上手にするとかという点も含めて、山田担当の方にお尋ねしたいと思います。

さしますが、私ども民主党は、十年間で今の四〇%から五〇%に必ず自給率を達成させる、そう約束しているわけでございますが、その一環として、私ども、小麦・大豆・菜種等について、かつて二〇〇一年に、食料・農業・農村基本計画で政府が、後藤委員も承知のように、大豆と麦に対し六万七、八千円から七万三千円ぐらいまで出したときには、目標をたつた二年で達成してしまつた。いわゆるお金をかけなければ必ずそれだけのものと農家はつくるということにならうです。

お金を本当にかけることができるかどうか、そこが達成できるかどうかの勝負だと思っていますが、我々は、麦、大豆、トウモロコシについて、少なくとも米並みの収入が得られるような、具体的に収量に対する支払い、直接支払いをやれば必ず実現できると確信いたしております。

もう一つ問題なのは、今六十五歳以上の農業就労者がほとんどになってしまつた。そのためには、農業に対する新規参入を要件緩和して、だれでも意欲のある人であれば農業に参入できる、農地も取得できる、ただし、農地を取得したからといって、その出口を厳しく規制する。農地として利用しない場合には、農地の利用権、強制的ないしは撤収も考慮する、そういうたぐい

しい形での要件にした農業への新規参入、あるいはNPO法人、株式会社等々も含めて、具体的にやれば非常にその達成は可能であると考えております。

○後藤(斎)委員 確かに、コストというか、農家で見れば、後でも触れさせていただきますが、いわゆる農業所得がどんな形で安定的に確保できる以上です。

あわせて農水省の方にお尋ねをしたいんです
が、バージョンアップをした基本計画において、
生産努力目標を平成二十七年について明示され
ております。その中で特に、米は横ばい、麦につい
ても横ばい、大麦については若干増ということ
が、ということが一番の基本だというふうにも思つ
ています。

が、余り何か生産努力目標というのが変化しないで、今回いろいろな形で経営所得政策というものが、どうな数字になつていて、どうな形で経営所得政策といつても、まず、この新基本計画で、生産努力目標をどうな前提でお立てになつたのか、概略的で結構なので、簡潔に御答弁をお願いしたいと思います。

では、食料消費量や農業生産の計画思想が角立たれた場合に実現可能な国内生産量として、平成二十七年度における品目別の生産努力目標というものを設定しているところでございます。

食料消費の姿から求められる需要量を基礎としつつ、品目ごとの課題、事情を踏まえ、輸入品の国産品への代替可能性、そういうしたものも最大限に見積もって設定しているというところでございま
す。

主要品目で見ますと、お米については、望ましい食生活の実現によりまして消費減少に歯どめをかけ、これに見合った生産量を確保する、麦、大

豆については、品質向上などに努力することによって、近年の最大生産量に見合った需要を定着

させる輸入に押されかねる果実であるとか野菜につきましては、ニーズに応じた産地の取り組みを推進いたしまして国産シェアを拡大する、そついた考え方によりまして水準を定めているところでございます。

いんですが、今の数字ですると、特に麦、民主党案の再生プランの部分と、麦の生産努力目標というか、平成二十七年度の目標がかなり差があります。

政府の努力目標では、小麦と大麦を足すと百二十万トン程度でございます。特に、小麦だけを見ますと八十六万トンということで、民主党側の目標は二十二、三日百二十万トンでござります。

標準にされていて、四百万トンというものに対する五倍近い開きがあつて、その場合、麦の基本的な輸入も含めて国内需給のバランスのとり方というのは、確かに国内生産で足らざるものと輸入していくという基本的なルールの中で現在でもやっておるというふうに承知をしておりますが、では、国内生産をして麦粉をつくって、需要の面と価格の面で、消費者の方には、国産を例えれば四百万トンに増加をして消費者価格が上がつちやうとか、豪州産小麦の輸入によって競争が進み、これがどうこ

○篠原議員 価格の問題はいろいろあるかと思ひますけれども、そもそも論でちょっと答えさせていただきますと、直接支払いというのは、今までの価格支持と比べると、価格支持は、消費者の負担になってしまふ、そういう実需の面での悪影響はないんでしょうか。

担において価格を高くしておいて、消費者の負担で生産者にたくさんお金が行くというのをやめまして、EPAとかFTAがあるわけですけれども、それは人つくるのは仕方がない、しかし、その分、今度は消費者負担じゃなくて納税者負担で農家にちゃんとお金が行くようになりますと、いうのですから、理論的にいきますと、価格の面の差というのはそれほどなくなつてくるのではないか

いかと思います。

そもそも、それが基本ですから、価格面で、国

産の小麦と輸入小麦というものの差で、高過ぎるから国産の小麦は使わないという事態にはなっていかないんじやないかというふうに承知しております。

○後藤(斎)委員 農水省の方にお尋ねをしたいん

ですが、先ほどもお尋ねをしたように、今回、経営安定対策を導入して、米まで含めるかどうかは別としても、麦、大豆、てん菜、でん粉用バレイショ」ということで、先ほども御指摘をしたように、平成十五年の生産目標の数字と平成二十七年

の目標というのがほとんど変化をしていない。確かに消費という裏返しの部分は当然なんですが、経営所得安定対策を制度として新設したら、自給率には変化が出てくるんでしょう、向上に寄与するという前提でこの制度を設計されたんでしようか、お尋ねをしたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の品目横断的経営安定対策の対象者につきましても、土地利用型農業の構造改革を加速化す

るという観点で、やる気と能力のある担い手を対象とすることといだしております。

このことによりまして、生産性の高い担い手が生産の相当部分を占めるような強靭な農業構造の実現を図る、そのことによって、農産物の生産コストの低減や品質の向上が図られると考えております、一方、消費者や食品産業の需要に的確に対応して、農産物を安定的に供給できる体制が確立される。その二点によりまして、国内農産物の生産の拡大と食料自給率の向上に資すると考えております。

○後藤(斎)委員 順序がちょっと前後して大変恐縮なんですが、この交付金の交付に関する法律、経営安定対策法、この中で、米を含めると五品目、それに、その他農産物と組み合わせたという形で、当面五品目でこの法律の体系はスタートはするものの、これから、必要があればほかの品目もこの直接支払いの対象に入ってくるというふう

に理解してよろしいでしょうか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の法律におきましては、いわゆるゲタと称する部分については、内外価格差があつて生産者による努力によってはカバーできない差がある、そいつた作物を土地利用型農業の振興という観点で五品目選んでいるわけでございます。

ですから、本法の趣旨に即して、土地利用型作物としての主要作物について事情の変更があれば、将来対象になることは、本法の上では、政令で品目を追加指定するという形で可能ではござい

ます。

○後藤(斎)委員 今回の法律は確かに、冒頭にも御指摘をさせていただいたように長い間検討され

て、ある意味では WTO の規律にも合致をしながら国内農業を拡大していくという視点の中では私は評価をしたいと思うんですが、ただ、今、局長からも御答弁をいたいたように、あくまでもこの法律は土地利用型の作物である、その規模拡大

ができれば日本農業はより強化するんだという視点であります。

ただ、そうはいつても、確かに地域的にいろいろな、日本農業はばらつきというか特性があつて、果樹が中心の地域、野菜が中心の地域、畜産が中心の地域というふうにあります。食料・

畜産もそうでございますけれども、また、かなりの部分が主業農家に担われている、そういうところともございます。そういったことで、今回の品目別横断ではなくて、それぞれの品目別対策というこ

とでこれからも生産振興を図るということにしておきます。

いずれにいたしましても、例えば野菜の場合でありますと、果樹もそうでございますけれども、まさに海外との直接品質競争の中で闘っているわ

けでございまして、そういう面での海外競争力をさらに強めるといった方向での対策、そういう

ことを講じていきたいというふうに考えて

いるところでございます。

ところどころでございます。

○後藤(斎)委員 局長、それはほとんど農家の方

はそれを網羅しております。ただ、確かに土地利

用型ということに限定をしながら、必要があれば

その他というところで対応できるような仕組みに

なっていますが、将来的には、ほかの農産品、畜産も含めて、やはり日本農業全体が担い手という部分、そして土地、そして生産要素という三つの部分にいています。そして、果樹農家や野菜農家おじいさんが農家だったからということで農業をお継ぎになつていてる方、これがまだ大宗であります。そして、新規産業といつても、まだまだ十二分にいっていない。そして、果樹農家や野菜農家も土地利用型農家と同じというか、それ以上に毎年毎年、例えば、努力をして収量がふえたら価格が下がるというのは、野菜や果物の方がはるかに大きいわけですよ。

そして、今回のお予算は、この法律が通つてから、これから検討するというふうにお聞きをしておりますが、やはり品目横断的経営安定対策とい

うふうに称する以上、対象品目をもっと幅広くとらえて、土地利用型であるとか地域特産型であるとか、そういう枠組みの絞り込みをしながら、これから制度づくりをさらにハーフィングアップしていただきたいと思うんです。果樹や畜産など、ほのかの部分にこれからどのような形で対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○西川政府参考人 個別品目の野菜であるとか果樹、畜産等に対する対策ということでございます。

けれども、これらにつきましては、今回の品目別横断対策ではなくて、それぞれ、野菜は野菜としての特徴があり、果樹には果樹の特徴がある、畜産もそうでございますけれども、また、かなりの部分が主業農家に担われている、そういうところともございます。そういったことで、今回の品目別横断ではなくて、それぞれの品目別対策というこ

とでこれからも生産振興を図るということにしておきます。

いずれにいたしましても、例えは野菜の場合でありますと、果樹もそうでございますけれども、か果樹につきましては、海外との競争というのが非常に強まつておりますし、高齢化も進んでいます

ことでもござります。そういうこともござりますので、これらのところについてやはり施策としては重点を移していくこと

が、将来の我が国の持続的な農業の発展に資するのではないかというふうに考えているところでござります。

ただ、先週ですか、今の畜産の話でいえば、北海道で消費低迷から千トン以上の牛乳が廃棄をされた、要するにぶちやつてあるわけですよね。野菜にしてもそうなんです。

○後藤(斎)委員 確かに、いろいろな施策があることも十分承知をしております。

ただ、先週ですか、今の畜産の話でいえば、北海道で消費低迷から千トン以上の牛乳が廃棄をされた、要するにぶちやつてあるわけですよね。野

菜にしてもそうなんです。

農家の方は、確かに出荷調整とかいろいろな制度の中のルールとして農家として協力しなければいけないという部分、それも承知をしていま

す。ただ、年変動が、表年、裏年というのが果物しかないのかどうかは別としても、消費というものは常に動いている。そして、その消費がどうし

ても調整できなければみずからいろいろな御苦労をされているということは、局長や大臣もそれ

は多分十分承知をしておるはずなんです。だから、この農業の担い手に対する経営安定のための

交付金の交付に関する法律という、農業の担い手

ということを大上段に掲げて初めてこの法律をつくるわけですよね。大臣、そうですよね。

ですから、ほかの畜産や果樹や野菜農家の方々

にとつても、この対象にはならないけれどもほか

おられます。

目につきまして価格安定制度というものを講じております。

価格暴落に対しても、価格補てんと

いた制度を設けているところでございます。畜産は畜産としてさまざまな対策がございまして、子牛の対策でありますとか、あるいは肥育牛の対策でありますとか、あるいは酪農対策、それぞれ個別の品目に応じて、それぞれの価格対策ということも講じていて、そういうことでございますので、これらを適切に運用することによってこれまで

の努力によってはカバーできない差がある、そういう観点で

これまでにこれからどのような形で対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○西川政府参考人 個別品目の野菜であるとか果

樹、畜産等に対する対策ということでございます。

けれども、これらにつきましては、今回の品目別横断対策ではなくて、それぞれ、野菜は野菜としての特徴があり、果樹には果樹の特徴がある、畜産もそうでございますけれども、また、かなりの部分にこれからどのような形で対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○西川政府参考人 個別品目の野菜であるとか果

樹、畜産等に対する対策ということでございます。

けれども、これらを適切に運用することによってこれまで

の努力によってはカバーできない差がある、そういう観点で

これまでにこれからどのような形で対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○西川政府参考人 野菜につきましては、主要品

目につきまして価格安定制度というものを講じておられます。

価格暴落に対しても、価格補てんと

いた制度を設けているところでございます。畜

産は畜産としてさまざまな対策がございまして、子牛の対策でありますとか、あるいは肥育牛の対策でありますとか、あるいは酪農対策、それぞれ個別の品目に応じて、それぞれの価格対策ということも講じていて、そういうことでございますので、これらを適切に運用することによってこれまで

の努力によってはカバーできない差がある、そういう観点で

これまでにこれからどのような形で対応していくのか、お尋ねをしたいと思います。

○西川政府参考人 野菜につきましては、主要品

に制度があるからということではなくて、もっと承知をしていますが、より拡充をした形で見直しを常にしていくことが、やはりこれからも、これはまだ法律が通つていませんけれども、必要だという視点で私は言わせていただいているんです。

例えば、規模が都府県で四ヘクタール、北海道で十ヘクタール、集落営農の二十という一つの規模的なルールをつくつても、何が必要かということは、農家の方にとってみれば、例えば夫婦で五百万農業所得が取れる、今、その五百万が高いかどうかというのはおいておいても、それだけでは生活ができないからもとと頑張ろう、来年は八百万取ろうというのが、例えば二ヘクタールで、今回法律で切られたらその人たちは対象にならなかつた。六四%まで、いろいろ緩やかにする規模の柔軟条項もあるようなんですが、まずこの基準の、規模だけで切るということも、もつと力強くなつてもらうという農家とそうじやない農家をまず岐別する、確かにこれもわかります。でも、そういうのはない農家というのに、大臣、これからどう対応なさつていくんでしょうか。

○中川国務大臣 御指摘のように、一般形といいましょうか、代表的に言われるの面積要件と集落営農でありますけれども、特例要件というのも一方ではあるわけでございまして、では、北海道でなぜ四ではなくて十なんだ、現実に規模が広いからと。

他方、北海道の場合には、どちらかというと、基幹作物といいましましようか、私はよく北海道と言っているんですけど、もう少し付加価値をつけて生産してくださいというふうに言っておりますが、どちらかというと付加価値がつく前の原料的なものが多いわけであります。ですから、逆に言うと、十ヘクタール以上でないとやっていけない、専業でありながらやつていけないという、ある意味ではそちらの方の必要性もあるわけであります。

たり付加価値をつけ、規模は小さいけれども高収益を上げている農家もあるわけでありますから、後藤委員御指摘のように、インセンティティブを与えるとともに、主に農業でもつて生計を立てて、いこうとしている、あるいは現にそうしている人たち、それは、やはりその地域の他産業との比較であります。あるいは地域においての他産業との比較においてやつていける、そして、御指摘のように、大事なのは、さらにそれを収益面、現に生活ができない、あるいは地元の物価では少し違いますし、そういう面も勘案しながら、必ずしも面積要件ではなくて、生活ができるという収益面、現に生活ができる、あるいは地域においての他産業との比較であります。もうかる農業になっていくということ、がこの法案の一つのポイントであり、そういう方向に向けてやつていけるような諸対策をとつていただきたいということです。

○後藤(新)委員 これからぜひお願ひしたいのは、これからもちょっとお話をしますが、やはり品目横断的農業の担い手に対する経営安定という大きななさをかぶせる以上、やはりそれに向かって、これからいろいろな工夫をしながら、日本農業全体の対策という制度を持ってもらいたいなという気持ちが私はあります。

ただ、すぐできないというお話もあると思うんですが、五年ほど前から農業共済と直接支払いの部分がいろいろミックスをされて議論されたといふふうに承知をしております。

品目横断的という幅の広さでいえば、多分農業共済の方が、畜産共済もあれば果樹共済もあるということです。今回の五品目に限定した品目横断的な対策よりも幅が広い。そこに、一部は方式として導入をされていますが、むしろ、カナダが非常に農業で生産力もある、もちろん面積は日本と比べ物にならないほど広いわけなんですが、カナダでは、この共済に近い形で、農業保険法という法律に基づいて収入保険という制度をつくられていました。

○井出政府参考人 お答えいたします。
委員の方から収入保険のお話がございました。
収入保険と申しますのは、災害の発生によらずとも、収入の減少があれば当該減少分を補てんするという制度でございますが、いわゆる収入保険の導入につきましては、個々の農家の収入を的確に捕捉する必要があるわけですが、これがなかなか容易でないということ、それから、輸入も含めました需給事情による価格低落というものは、いわば社会的、経済的要因で起こるわけでございますから、経験から得られた事故の発生する確率に基づく保険料率の設定が困難であります。また、一般的に需給事情による価格低落というのは、全國的に同時に発生しますので、地域的な危険分散を図ることも困難であるというような、保険設計上、または事業実施上において課題があると考えております。
それから、委員御指摘のカナダの制度でございますが、調べてみますと、カナダの場合には、生産品目のいかんを問わず、農業所得が基準所得、これは過去五年中の三年平均をとるようでありますが、これを下回った場合には、これを補てんするため、農家と政府が拠出して積み立てをしてしまって、当該年の所得が基準所得を下回った場合に当該積み立て分を取り崩して補てんするという仕組みのようでございます。これは、保険というよりも、むしろ幅広く対応ができる制度にしていただきたいというお話の一環なんです。ですから、ナラシに近いということであれば、ナラシに近いものをもう少し幅広く品目をふやしてということは、しじごつこ付けよ丁走らんじょうか。

○井出政府参考人 私どもが今回提出しております法律は、あくまで、土地利用型農業の担い手不足あるいは規模拡大の進展が非常に遅々として進まない、これを解消するための仕組みとして、ゲタとナラシを組み合わせていけばこういった隘路が打開できるのではないかということで提案をしておりますので、ナラシについて、さらに土地利用型作物以外のものにそれを拡大していくべきかどうかという点については、今後の検討課題と思っております。

○後藤(金)委員 都府県で四ヘクタール、北海道で十という基準でとりあえず線を引く。それから、先ほど来お話をありますように、もつとこれから規模拡大をしていくんだというインセンティブは、例えば、農地を使う、規模を拡大したいと思う方と、そうではない、出してもいいよ、それが高齢者の方であるとか、もう農業をやめるよ、こんなもうからないのはだめだといういろいろな思いの中で農地をお貸ししたり売つたりするんでしょうけれども、そのインセンティブというのが、今のゲタとナラシというものが、今の水準で規模拡大というのがどの程度進んでいくか。

一回線を引いて、それで終わりということであれば、規模拡大というのは逆になかなか進んでいかないと思うんです。むしろ、もう一步のインセンティブを農地の出し手も含めてしないと、規模拡大というのは起こつていかないというふうに普通思ふんですね。その点についてはどんな形でやっていくんでしようか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

担い手の規模拡大ですか農地の流動化に関しましては、委員も御承知のとおり、従来から農地保有合理化事業ですか利用権設定等促進事業、あるいは農林公庫からスーパー資金を融資するというようなことで、さまざまなもので推進を図ってきたわけでございます。

昨年、農業經營基盤強化促進法の改正を行いまして、その中で、農地保有合理化事業に農業生産法への会員登録、は資本計画の事項を追加

するなどしまして、農地の仲介機能を強化するとか、あるいは、集落合意を基礎にした農用地利用規程を充実しまして、担い手を明確化することで、農地の利用集積を図る仕組みを整備するなど、農地の利用集積を加速化するための仕組みを強化したところでございます。

また、十八年度におきましても、農業委員会におきます農地の利用調整や遊休農地の解消のための濃密指導でありますとか、地域の担い手の育成、確保に結びつく機械・施設等の整備、あるいはインター・ネット等も活用しまして、集落外あるいは町村外の人にも農地の売り渡し、貸し出しに関する情報を集積・公開するというようなことから、地域外からも広範に農地の引受希望者を募集できるような仕組みも構築いたしております。

こういった農地の流動化を促進するためのさまざまな取り組みとともに、今回の品目横断的経営安定対策をあわせ加味することによりまして、担い手の規模拡大のインセンティブがさらに一層高まるものというふうに考えております。

○後藤(斎)委員では、具体的にお尋ねをしますが、お話を聞きすると、今回の四ヘクタール、十ヘクタールで切った農家の方が、大体、現行でどのくらいの農地面積を占めていて、例えばその農家の方たちが、数が同じかどうかは別としても、将来的に何割までの農地面積を所有しながら、この土地利用型農業の核となって、担い手となつて農家経営をなさっていくんでしようか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

今回の品目横断的経営安定対策の対象者の基本となります四ヘクタール、十ヘクタール以上層とセシナスのデータによれば、これは販売農家の所面積でございますが、面積で約五割をカバーすると考えられております。

これに対しまして、平成二十七年の構造展望、経営展望が目指すものにつきましては、効率的かつ安定的な農業経営と言われるものが、全農地の七、八割、これは集落農業組織とか法人経営も含

めてございますが、そういうたしかりした、効率的かつ安定的な農業経営が、農地の七、八割を所有なり貸借して耕作している姿というものを想定いたしております。

○後藤(斎)委員 だから、七、八割ということは、大体四割から六割くらい生産性が上がつてい

くということに逆算すればなるのかもしれませんのが、それでもまだ生産性というのは十二分でないという中で、先ほども局長から御答弁いただいたように、ぜひほかの土地利用型というものが、ある意味では地域が偏在をしているという私は認識なんですが、そうではない農家の方にも、やはり主な担い手というよりも準じた担い手として対応していくべき必要が当然あるとは思っています。

特に、国内の需給だけで価格が決定されているというよりもむしろ余剰ないしづかにマーケットがあるものは、当然、積極的に出していくという発想が必要であります。ただ、品質はいいものの価格は高いというふうな大きな前提の中、農産物輸出というのもそんなに多く進んでおりませんし、例えば米とか麦ということであれば、麦の援助というものは余りありませんけれども、食糧援助なし、今検討していくまだ十二分に進んでいませんが東アジアの備蓄庫みたいな、そういういろいろなものを大きく組み合わせてやっていくしかないというのが多分現状だと思つんです。

もう時間が来ておりますのでそろそろまとめに入りたいんですが、やはり大きな枠組みとしたら、国際的な需給は緩んでいる地域もあれば非常に強まっている地域もある。国内でも同じなわけですね。先ほど牛乳や野菜のお話をさせてもらつて、いまましたが、私の地元は、特に果物をよくつくっている地域であります。そこで、昨年は大変暑くておいしい桃やブドウができるんですが、うようなもので大変苦しんでいます。例えば、一町歩つくっている桃の農家でも、去

年の所得というのは一昨年に比べて半分以下になりました。それは、ある意味では、暑くて、桃と

いうのは日もちが悪いわけですね。ですから、集中してくださよいと言つたのと同じようなことを想定いたしております。

○後藤(斎)委員 だから、七、八割といふこと

れた形で、やはりこれからの国内農業をより強化する。

先ほど、国民、消費者の皆さんにメッセージを

出してくださいよと言つたのと同じようなことをして出していただきたいというふうに思いながら、この直接支払いのあり方がもつと前進する

が決まるというのがやはり現状で、これはもう大臣が御案内のとおりであります。

ですから、世界の、これからの中長期的に見た年齢だつたよというふうなことになりがちなわけでも、少くとも今までは、私は、むしろ、自給率

理だつたよというふうなことになります。私は、むしろ、自給率

という数字も確かに必要ですし、この五年間の前

基本計画の中で四五にいかなかつた一番大きな要

因は、需要、消費を見誤つたということだと思います。

すでに、率といふものに余りこだわり過ぎる

と、多分五年後に同じ委員会で、やはり四五は無

理だつたよといふうなことになります。私は、むしろ、自給率

という数字も確かに必要です。私は、むしろ、自給率

というふうな大きな前提の中、

農産物輸出というのもそんなに多く進んでおりま

せんし、例えれば米とか麦ということであれば、麦の援助というものは余りありませんけれども、食糧

援助なし、今検討していくまだ十二分に進んでいませんが東アジアの備蓄庫みたいな、そういういろいろなものを大きく組み合わせてやっていくしかないというのが多分現状だと思つんです。

もう時間が来ておりますのでそろそろまとめに入りたいんですが、やはり大きな枠組みとした

ら、国際的な需給は緩んでいる地域もあれば非常に強まっている地域もある。国内でも同じなわけですね。先ほど牛乳や野菜のお話をさせてもらつて、いまましたが、私の地元は、特に果物をよくつくっている地域であります。そこで、昨年は大

きな問題で、やはりこれまで細々と交渉をしてきたところに、食料という問題の

最大の目標があるわけでございますから、もちろん、セーフティーネット的なところは、政府、そ

の問題も含めて、いろいろなものがバランスのと

り組み合わせた設計図を、もつと明確な形で核

として出していただきたいというふうに思いながら、この直接支払いのあり方がもつと前進する

とも含めて、ぜひ大臣の御決意を最後にお伺いしたいと思います。

○中川國務大臣 冒頭申し上げましたように、今

の我々の基本的な方針は、国内生産を基本とし、

備蓄と輸入ということになりますが、今、後藤委員のお話を伺つていて思い出したのは、平成五年

のあの米不足、作況七四で、二百五、六十万トン

輸入したんだけれども、消費者ニーズにこたえら

れないで余ってしまった。あのことを見ますと、やはり、消費者ニーズあるいはその他いろいろな要因、御地元の桃の天候との関係とかいろいろな

ります。牛乳の消費は何で伸びないんだといえ

ば、新しいいろいろな飲料がどんどん出てくるあ

るは気温によって需要が変化するということも

あります。ですから、基本法においては、何も、

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

だけ農家の意欲もない。そして、多分、平均

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

だけ農家の意欲もない。そして、多分、平均

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

だけ農家の意欲もない。そして、多分、平均

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

だけ農家の意欲もない。そして、多分、平均

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

だけ農家の意欲もない。そして、多分、平均

年齢は、品目や地域によつて違うかもしません

つくる人、食べる人という役割分担を、共同、共生・対流というような関係でうまくやっていくこ

によって定められているということでもあります。

最近、中古家電のPSEというような問題があつたわけでございますが、生産サイドそして消

ます農林水産省からも答弁をよろしくお願いたいいたします。

セーフティーネットを我々は担っていくことが必要ではないかというふうに、今、後藤委員のお話

識を持つておりますので、質問させていただきますが、一つ目はコストの問題でございます。

これは当然のことなんですが、特に、規制導入による追加コスト負担の問題をどう認識しておられ

のお尋ねでござりますけれども、まず、残留基準が定められているものにつきましては、これは現

○後藤(斎)委員 時間が来ましたので、以上で終ります。ありがとうございました。
○稲葉委員長 午後一時から委員会を再開する」ととし、この際、休憩いたします。

がふえることなどから、コストがかかるというふうに考えます。これは生産サイドが負担するのか、消費サイドが負担するのか疑問に思いました、厚生労働省の食品安全全部のウェブサイトを拝

か。政府の答弁を求めてます。
まず、これまで制度の周知、広報がなされてき
ているという点について、厚生労働省の方からお
願いをいたします。

というの何よりも基本でございまして、これを実行していただきますと、今回の制度においても、基本的には問題がないわけでございます。ただ、先生がおっしゃいますように、飛散をす

二後一詩一分開義

○稲葉委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

回答しておるかということでござりますが、義務づけているものではないので一切ないということでございます。生産原価に加えるのか、売価に反

○森本委員 民主党・無所属クラブの森本でござ

映することになるのか、市場原理にゆだねるといふ発想なのか、後ほど政府の見解をお願いいたします。

担い手経営安定新法ほか二法案、民主党の議員立

二つ目は、ドリフトの問題でございます。すな
わち、農業飛散の問題でございます。

いかがまとめて

今、日本の財政は外船も貢献の問題で和の地図も非常に風がひどかった日がかなり続いたわけでござりますが、そうした問題とか、気圧の不安定といふ二つの立場からいって、貢献と毛利と二つ、

リスナーの問題は、ついで少し質問をさせでいたた
きたいと存じます。

ることであつた強風が吹き荒れたというふうでございますが、同一の農地でAとBという野菜の生産が行われまして、それぞれ、例えばXとY

さいますが、これは、新制度導入までそれほど時間がないということと、政府案、担い手経営安定

という農薬が使用されているとしますと、ドリフトが生じて、Aに例えばYが、BにXが降りしかつたということで出荷停止になつてしまふので

れた農業生産に関して農林水産省令で定める基準を遵守していふこと。」との文言があるわけである。

はないかという心配でござります。
生産現場には、そういうたつ混乱が少し起きているようでございます。私の地元の三重県の松阪市

いことというふうに考えております。

には県の中央卸売市場があるわけでござりますが、ちょうど数週間前に県主催の研修会が開催されたようございまして、多くの皆さんが詰めかけたという情報もいただいておるわけでござります。

○森本委員 了解をしました。
それでは、生産現場を預かっていただいており
ておりますけれども、居間偷窺に努めてまいりた
いというぐあいに考えております。

夫もしていただいているところでございます。
問題ができるだけ生じないようにということ
で、現場での対応を一生懸命やりたいというふう
に思います。

○森本委員 この問題は余り深く入るつもりはない

○森本委員 この問題は余り深く入るつもりはないんですが、机の上で鉛筆を持つて仕切るような、なかなかそういう簡単なものではないと思うんですよ。現場の場合、いろいろな、残留農薬の期間も違うでしょうし、ですから、非常に微妙な差が、これはかなり具体的な事例では出てくると思うんですよ。ですから、そういった面で、農家の方々が非常に戸惑つてみえるのではないかなど、いう気持ちを私は感じます、現場として。それと、これは通告にはないので後でも結構でございますが、例えば、青空市とかイベントなんかで出される野菜等がございますね。そのあたりは、どう見ても違法だらう。ところ

んですけれども。そういうことで、とにかく
は両省がしっかりと連携をとっていただきて、や
はり生産者側にも、これは消費者側には当然喜ん
でいただけた趣旨でございますので、ここは了り
いたしますが、生産者関係につきまして、余りい
ろいろな問題が出ないよう十分御配慮をいただ
きますことをお願いいたしておきまして、次に移
させていただきます。

について、民主党のお考えを、理念を聞かせていただきますようにお願いいたします。

○山田議員 森本委員の質問は大変大事な質問だと思いますが、今回の担い手法案、政府が、農地において五〇%、農業者において三〇%、いわゆる担い手としての支払いがなされるんじやないか、そう言われましたが、その中身については、本当に一番大事なところが政令において任される。国民が一番知りたいところは、政令において見込みであるということで、何にも審議されないと。これでは何のための国会か、そういうことになってしまう。いわゆる行政、司法、国会のうちは、

し上げて、次に移らせていただきます。
三月三十一日に規制改革・民間開放推進三ヵ年
計画が閣議で決定をされました。三ヵ年計画の二
年が過ぎたということで、再改定という位置づけ
でございます。例によりまして、農業分野において
ても幾つかの措置事項が掲げられております。
「扱い手への直接支払制度の具體化」という事項
がござります。まさに今回の法案が関連している
わけでございますが、「農業経営基盤強化促進法
に基づく特定法人」、つまり、農地法が規律する
ところの「農業生産法人以外の株式会社等の法
人」が農業参入する場合についても、当該要件を
満たせば直接支払の対象になるよう担保すること
もに、当該要件を定期的に上方修正することがで
きるよう、所要の措置を講ずる。」とされておりま
す。
まず大臣にお尋ねいたしますが、三ヵ年計画の
内容は、閣議決定がなされたものとして、今私が
触れたところを含め、すべて年度内に措置内容を
達成するこ^トうござる、よ^りど^う、よ^まい^いか。

○井出政府参考人 お答えいたします。
規制改革・民間開放の推進に関する第一次答申におきまして、今委員御指摘のとおり、株式会社よろしくお願ひします。

等の農業参入についても、「要件を満たせば直接支払の対象になるよう担保する」ということとあわせまして、「当該要件を定期的に上方修正することができるよう、所要の措置を講ずる。」べきである、こういうふうに規定されてございます。

前段の、株式会社の農業参入につきましては、既に農業経営基盤強化促進法の改正を昨年行いまして、特区でやっておりましたものを全国展開を認めたわけでございまして、株式会社でありましても、参入法人の中には、既に認定農業者の資格を取つておられる法人がたしか十法人ぐらいござります。ですから、こういった認定農業者になつておられるような法人については直接支払いの対象になつてまいります。

○松本政府参考人 イベント等で販売等をされる場合には、一応この規制はかかるってまいります。ただ、先ほど農水省の中川局長の方から話がありましたけれども、適正に使用していただければ、これまで国内で認めてる農薬についての基準をいじつたわけではありませんので、これまでおり適切に使っていただければ、御心配のことはず問題ないと考えております。

○森本委員 農林水産省の方にもう少しお伺いしたいんですが、これは時間の関係で次に移らせさせていただきますが、あと一月余りでございまして、これはもう間近に迫つてこないといと、今大臣が言われたように、いっぱいポスターがあつて、本当に周知がなかなか難しいという話もあると思う

パ-トが配付されております。しかしながら、このことも、国民の皆さんには内容すらなかなか認知できないというようなわけでござります。

反対に、民主党提出法案がどうなつてゐるかといいますと、六条で食料自給率目標を、そして九条三項では直接支払いの総額をそれぞれ法定できつちりと約束してゐるわけです。行政裁量の幅を極めて限定いたしておりますし、議院内閣制のもとでの責任体制、執行体制を明確にしようとすると決意が見てとれるところでござります。

国会による農業政策のコントロール、民主的統制というものに対する理念、哲学が全く反対の方に向いているような気がいたしております、これは政府案、民主党案でござりますが、そのこと

○森本委員 そのことについては私も今評価もさせていただいておるわけでございますが、やはりしっかりと約束をして、後で逃げ場をつくるようなふうなことだけは、やはり国民の皆さんのお信頼がなくなってしまうようなことでございますので、約束してできない場合は責任をとる、そのような厳しい対応で臨んでいただくことが大事だということを申

第一類第八号

が、ドイツは昔からそういう制度が確立しておりまして、農業の分野でも農業マイスター制度というのがあります。もちろん、工業分野でも多いわけですけれども。

農業の分野でもそういうのがあつてもいいんじやないかということでござりますけれども、既に政府の方で、農業改良普及事業の延長線上で、指導農業士とか青年農業士とかいう制度があります。それで一万前後おられます。そういう形で動いてるんじゃないかと思つております。

私、あちこち講演に行かせていただきて、意欲的な農業者と接する機会が多いわけですけれども、結構この要望が強いわけです。我々がこんなに一生懸命やつて、兼業農業家とちょっと違うんだ、だから、我々にも一生懸命やつてる農業者としての資格を与えてほしいと。その認定農業士というのは、ちょっと違った観点から、我々も技術をちゃんと評価して、それを資格として認定するようなものをという希望はたくさんいただきます。

しかし一方で、これは森本委員も御存じかと思いますけれども、山ほどいかがわしい何とかなんとか士というのがあるわけですね。それで資格ビジネスがはやつたりしているわけですね。そう

いったところにまじめな農業者まで巻き込まれるのは何かと想いますので、やはり農業改良普及制

度の延長線上で資格を与えていったりするとい

ます。

○森本委員 この際、その資格取得はあくまでも個人とということでございますが、その能力は個人に帰属するものもありますから、訓練にかかる費用は法人の経費として税法上の損金算入に認めることは非常に難しいかもわかりませんが、個人の所得税の控除などは検討に値するものではないかなというふうに思つておりますので、その辺はまた今後御検討いただきたいということと、それと私は、国の方で、この認定農業士、

今、職能資格制度についてお話ししさせていただきましたが、認定農業士等は、もっともつと、各県レベルでもう少し活用というものをうまくやっておれども。

農業の分野でもそういうのがあつてもいいんじやないかということでござりますけれども、既に政府の方で、農業改良普及事業の延長線上で、指導農業士とか青年農業士とかいう制度があります。それで一万前後おられます。そういう形で動いてるんじゃないかと思つております。

私は、認定農業者である、または、

新法案第五条は、交付金の申請に関して定めてお

ります。しかし、内閣法制局のミスと言つては

ちよつと言い過ぎなのかもわかりませんが、交付

金の申請に関して不服がある場合の認定規定がございません。

自分は認定農業者である、または、

一定の集落農として交付金を申請し、不許可の

処分が下ることは往々にして想像ができるわけで

ございます。そういう人たちが、団体が争う場を

ござります。そういう人たちは、団体が争う場を

制度的に設けるのはどうかという問題でございま

すが、一般的な行政不服審査法令に従うのか、そ

れとも省令事項となるのか、さらに別のルートが

用意されているのか、お聞かせをいただきたいと

存じます。

○井出政府参考人 お答えいたします。

この法律に基づいて行われる交付金の交付決定

に対する不服申し立てにつきましては、行政不服

審査に係る一般的なルールでござります行政不服

審査法の手続に従い、不服申し立てを行なうことが

できます。

このため、交付申請者が交付決定の内容に不服

がある場合や、交付申請をしたにもかかわらず交

付決定が行われない場合には、交付申請者は、行

政不服審査法の手続に従いまして、交付決定を行

う農林水産大臣に対し、異議申し立てを行うこと

ができることになります。

したがいまして、本法案につきましては、行政

不服審査法の手続に従いまして、交付決定を行

う農林水産大臣に対し、異議申し立てを行なうこと

ができることになります。

○森本委員 それで、検討はされるんですけど

も、大体どのぐらいで、ある程度のところはわ

かって来るというのは、まだまだ先、難しいです

か。もし無理だというなら結構ですけれども。

○井出政府参考人 ただいまこういった積立金あ

るいは資金の流れにつきましても鋭意検討いたし

ております。これはやはり大事なことでござい

ます。ナラシ対策の原資として準備されている積立金について、法案の第四条は詳しく定められておりません。積立金の管理方法が問題になるというふうに考えます。

相経、これは一般の国民の皆さんはさっぱりわ

からぬ質問だろうと思うのですけれども、担い手

も、都道府県協議会が、大豆は全農と全集連が実

施主体でございまし、その他の対象品目である

麦、てん菜、でん粉原材料のバレイシヨも含め五

品目の積立金をどこがどのように管理することを

想定しておるのか、答弁をお願いします。

○井出政府参考人 お答えいたします。

私どものいわゆる収入変動影響緩和対策につき

ましては、現行におきまして、収入・価格変動緩

和対策が講じられております米、大豆に加えまし

て、麦、てん菜、でん粉原料用バレイシヨも含

め、担い手の収入の変動による影響を緩和するも

のとして措置することとしております。

具体的には、農業者と国が一対三の割合で拠出

を行ひ、これを財源に、対象品目ごとの前年度の

収入額と過去の標準的な収入額との差額を農業者

ごとに合算、相殺し、その減収額の九割について

補てんを行うという制度でございます。

この場合、農業者が拠出した積立金につき

ましては、品目ごとではなく、農業者ごとに管理

することになるわけですが、その管理主

体や具体的な管理方法につきましては、今後、積

立金の適正な管理を図ることを基本にいたしまし

て、担い手から見た利便性や事務の効率化に配慮

しつつ検討してまいりたいと考えております。

○森本委員 それで、検討はされるんですけど

も、大体どのぐらいで、ある程度のところはわ

かって来るというのは、まだまだ先、難しいです

か。もし無理だというなら結構ですけれども。

○井出政府参考人 ただいまこういった積立金あ

るいは資金の流れにつきましても鋭意検討いたし

ております。これはやはり大事なことでござい

ます。それで、できるだけ速やかに成案を得たいとい

うことと、今関係団体とも調整を一生懸命やつて

いるという状態でございます。

○森本委員 それ以上は無理だと思います。

ども。一生懸命やつてください、なるべく早く。

笑つておられる場合じゃないんですけれども、時

間もありませんので、次に移ります。

民主党案につきましては、前回委員会でも議論

がございました、ナラシ対策が含まれております。

間もありませんので、次に移ります。

○森本委員 それ以上は無理だと思います。

ども。一生懸命やつてください、なるべく早く。

笑つておられる場合じゃないんですけれども、時

間もありませんので、次に移ります。

○森本委員 それ以上は無理だと思います。

ども。一生懸命やつてください、なるべく早く。</

ことはなかなか難しい面がありますが、食品の口
スを減らしていく努力、これは、もったいないと
いう言葉が今はやつておるんですけども、そつ
いう施策について、法律のスキームの中でどのよ
うに考えておられるのか、答弁をよろしくお願ひ
いたします。

まず初めに民主党の委員から答弁をお願いします。時間がせつてきましたので、簡潔によろしくお願いします。

列念ながら、先ほど申し上げましたとおり、我々の法案は生産の方を重視でございまして、法案には入っておりません。しかし、趣旨としては大賛成でございまして、なるべく丁寧に食べる、ロスは出さないようにということでやつしていく以外にないんじゃないかと思つております。

○森本委員 御協力いただきましてありがとうございました。

それでは また政府案
食品の口数について統計をとつておられるといふうに思つておるんですけども、原因を分析し、それぞれ政策に反映されているのかどうか、お尋ねをいたします。

（中）行政参考人　（以下略）

方で実施をしているところでござります。最近の調査結果ですと、家庭での食べ残しあるいは廃棄の率というのは、一人当たりの食品ロス率ということで見ますと四・二%、また、食堂やレストランなどの外食におきましては、この割合が三・二%というところでござります。

家庭でのこういった廃棄なり食べ残しの要因ですけれども、やはりこれは食品の鮮度が落ち、そして腐敗をしたあるいはカビが生えたというふうな、そういうところが六割ぐらいございますし、また、賞味期限あるいは消費期限が過ぎたためと、いうのも四六%等々ござります。

こういつたロスを減らしていくために、何よりもやはり消費者の方々、国民の方々、それぞれが食に関する知識をきちっと持つていただき、そしてまた、食を選択する力を身につけるという意味で、食育というのは大変大事だというふうに思っております。

この点につきましては、先般決定をされました
食育推進基本計画の中でも、感謝の念を持つとい
うふうなこと、あるいは食の生産現場に対しても
理解を深める、知見を深めるといった、そういうう

位置づけとして記載をされてしまつてございまして、資源の有効活用という点も含めて、こういう、今先生が御指摘になりました食品ロスを少なくするための政策というものは、農林水産省としても進めていきたいというふうに考えております。

いをさせていただきます。

四月中のモダリティーの合意は本当に可能な
でしようか。年内には約束表の合意までが予定さ
れているようでございますが、交渉がかなり難航
しておるというふうにも認識を持っています。特
に、米など重要項目につきましては、どうこう

○中川国務大臣　御指摘のよう、率直に申し上
　　は、米などの重要品目の合意について、とのよ
　　な見通しを持っておられるのか、お伺いをいたし
　　ます。

さて、昨年の十二月の香港閣僚会議以降、これは農業に限らずでありますけれども、各分野、特に農業、非農産品、あるいはサービス、ルールなどといった分野はほとんど進展がないという状況であります。

それで、今月末に農業とNAMA、非農産品につきましては基本ルールを決めるわけでありますが、特に途上国の場合、いきなりその場でばんと出されても困るものですから、たたき台を出してくれということになりますと、それよりも前にとていうことになりますと、もうほとんど時間がないという状況であります。しかし、日本としては、

あるいは私としては、四月末という合意があるわけでありますから、それに向けて最大限の努力をしていきたいという決意は変わっておりません。米等の重要品目につきまして、あるいは日本が断固認められません上限関税の導人につきましては、その他のいろいろ、削減率等々ありますけれども

も、日本の、あるいはG10の、あるいはは輸入国にとっての最大の関心事項として、引き続き日本の立場を堅持して交渉に臨んでいきたいと考えております。

○森本委員 釐張ていただきますようにお願ひをいたします。
では、最後でござります。要望として申し上げ
ておきますので、大臣、もしコメントがあれば、
お伺いをさせていただきます。

四月十日付で、共同通信社が有料発信している
ニュースを拝見いたしましたところ、これは松阪牛
牛ということで、松阪牛で申しわけないんですけど

れども 地元でございますので、私もうし年でございまして、松阪牛は大事なブランドでございま
すので、和牛の遺伝子が海外の業者に不正に利用
されることを防ぐため、十八日、省内で検討会を
立ち上げるということでありました。知的財産の

併設という観点から、国内生産者を守るために抜
け道のない政策を早急に講じる必要があるとい
ふうに考えておりますので、現状認識を含め、今
後の取り組みの方針について、大臣からお聞か

○中川国務大臣 知的財産の保護というのは二つ意味がありまして、いいものができるたらそれはきっと権利者に権利が帰属される、同時に、知的財産が守られるということがあれば、いいものをつくろうというインセンティブにもなっていく、という両面あるんだろうと思います。

そういう観点から、生物系、つまり農林水産関係につきましても、松阪牛を代表例にして、世界に冠たる知的財産の結果としての生産物があるわけをございまして、今御指摘のようなことは明らかかな権利侵害であるというふうに私は考えて、そ

いう如、今御指摘のような検討を、副大臣を中心
に知的財産に関する本部をつくりたところでござ
ります。

その代表例として、和牛というものを今どうい
うふうに守り、あるいはまたそれを表示していく
かということ等の検討を十八日からスタートをす
ります。

るところでござります。

くところによると、松阪牛なんというのは、むろ外に出さない、その育成方法とか特殊な技術というものは、それはそれで一つの戦略だろうと思ひます。

その両面を踏まえながら、生物系における知的財産、日本における知的財産の権利の保護と、それに基づいていいものをつくつていただくような關係者の御努力というのも、両面推進していく上に、今、部外の方のお知恵もかりながら、これ

○森本委員 大臣、先ほどのブラックボックスの件はもう少し、また個別にいろいろお話をしさせてもらいます。

いただきたいと思っております。時間がちょうど参りましたので、終わります。
ありがとうございました。

わけであります、ドイツ農業法というのができたのが一九五五年。日本の前の農基法ですが、これができたのが一九六一年。その後、ドイツは例のバイエルンへの道とか緑のヨーロッパとかいうことでどんどんどんどん改正をしていくて、このバイエルンへの道ができたのが一九七〇年で、緑のヨーロッパとして、EUで大体今の制度が確立されたのが八八年というふうに言われているんですが、新しい食料・農業・農村基本法ができるのが九九年ですから、やや、十一年ここでおくれているわけです。モデルがドイツ農業法だということに見習って、新しい農業基本法も一定程度ドイツを参考にしたというふうに思うんです。

その後に、今回論議をされている直接支払いと

の明記されているわけですが、それに基づいて、今御審議いただいているこの法案が、前提出として基本法に基づく新しい基本計画に基づいてやつてあるということで、全く基本法の前提で作業を進めているということでございます。見直し、あるいはまた、それに基づく新しい法律ということになりますと、小泉内閣としてよく使っている言葉であります、プラン・ドゥー・チエック・アクション、その循環でやっていくわけで、まさにプランをして、ドゥーをして、今チエックをして、そしてアクション、新しい法律を作り、それを御審議をいただいているという段階であります。

施策によつて、例え道路が何メートル延びたとか下水道が何メートルできたとか、どちらかといふと、今までそういう評価だつたんですよ。これからは、アウトカム方式といふによく言われていますが、所期の目的がどのように達せられたのかとか、あるいは利用者側から見たときになつたのかとか、そういう評価のシステムをぜひつくつていただきたい、消費者あるいは一般国民の方にもわかりやすい評価方式というものをぜひ農水省が率先して確立していただきたいなど、いうことを要望しておきたいと思います。

それで、今度の法律ですが、政府案というのは、この前も少し論議をさせていただきましたが、表裏一体、車の両輪と言われた、三つ横に並

いります。
一つは、直接支払いはどうしてもみんなにべたに行くということで構造政策に資さないということとで、その欠点を補うために、年金に例えれば基礎年金に当たる部分、みんなに平等にいく部分についてでは、それはそれである程度確保しましょう、あとは違うものにということ、これが一つでござります。

二番目は、生産調整のときに、転作のときに起きたわけですけれども、米以外をつくれればいいよと、つくったところが、まともにつくらないで、つくったふりをしているだけというモラルハザードというのが大問題になりました。直接支払いをもらうためにつくったふりをしている、これを直

か水・環境対策かことにしてですから、実に十八年おくれたということになるわけでありますけれども、おくれたことがとやかくということではあります。モデルとするドイツの農業法と比較したときには、そういう時間的な推移があつたというだけのことであります。ただ、おくれたとはいっても、今回、直接支払いとかあるいは環境対策などいうものに踏み込んだというか導入したというところでは、大変私は評価をしているところであります。

当初の目標どおり達成できていないとかあるいはまた、扱い手への政策の集中、重点化が十分に図られていない、特に土地利用型農業についてですけれども、こういうことが言えると思います。あるいは、食品の安全性あるいは表示の問題等々が、ここ数年の間に、非常に大きな出来事として、今我々の責務になつてきているわけでござります。

そういうつた問題等々を踏まえた上で、改めて、生産者から消費者へ、あるいはまた輸入の問題、

べてあるわけではありません、それから、民主党の案はいわゆる加算方式という方式だと私は理解をしているんですが、それぞれのそういう方式にした理念というのがあると思うんですが、それについて、それをお伺いをいたしたいと思います。

○中川国務大臣 御指摘のように、政府案につきましては、品目横断所得経営対策それから米に関する政策、そして環境・水等の政策が、特に環境・水対策とほかの二つとは横に並んでいる、三つとも横に並んでいるんですが、基本的な考え方

さなければいけない。一番目の理由でございま
す。

三番目は、直接支払い、ただつくれればいいよと
いうだけではなくて、これを機会に、やはり政策
目的に沿った誘導をしたい。せつかか一兆円も使
うわけですから、いろいろな方向に誘導するとい
うことをも考えなければいけないということですご
ざいまして、今、佐々木委員の御指摘のとおり、
環境に優しい農業をやっている人、あるいは品質
のいいものを作たくさんつくっている人、それから

そういう観点で何点かお伺いをしたいというふうに思うんですが、まず、今回、新しい基本法のもとで政策をある程度大きく転換をしたわけでありますけれども、政策転換というからには、もとの政策をしっかりと検証しなければならないわけでありまして、そうした意味では、今まで果たしてきた基本法の反省点ということがあつて今度のものになつたんだというふうに思うのですが、その点について、まず政府の見解をお伺いします。

○中川国務大臣 佐々木委員御指摘のように、新しい食料・農業・農村基本法というものに基づいて基本計画をつくり、五年ごとに見直しをするなどいうことになつてゐるわけであります。そこはやはり、生産サイド、消費サイドあるいはその間の各段階、あるいは国、地方自治体の役割というも

備蓄の問題等々も含めまして、新しいプランといふものを現時点でやつてあるというものが現段階でござります。

○佐々木(隆)委員 また後で少し触れさせていた
だきたいと思いますが、今までの基本法を変える
に至った経過については、私もやや同じ認識だと
いうふうに思つてございます。

ただ、プラン・ドゥー・チャック・アクション
ですか、そのチャックなんですが、特にこれから
は、どう国民の皆さん方の前にきちっと評価を指
示すかというのには、これはいわゆる説明責任と
いう観点からも必要だというふうに思うんです。
どうも、これは農業だけではなくてすべてそう
なんですが、今までの評価の仕方というのが、い
わゆるアウトプット方式と言われる方式で、この

は、米関係と品目横断関係はあくまでも産業政策。しかし、これは念のため申し上げますが、生産サイドだけではなくて、消費者に至るまでの、基本法に基づく観点に立った農業政策でございます。

それと、文字どおり車の両輪、表裏一体という濃密な関係はありますけれども、政策的に言いますと、あくまでも環境政策あるいはまた水政策あるいは国土保全等の多面的機能政策というものが、文字どおり一体となつて横に三つ並んでいる。とりわけ環境・水云々とはほかの二つとは車の両輪という位置づけで、ともに密接に連携しながら前進をさせていこうというのが基本的考え方でござります。

規模拡大に相当熱心に取り組んでいる人、そういう人たちについてはたくさん出しましようということで、三つの理由から考えて加算方式を導入いたしました。

○佐々木(隆)委員 ありがとうございます。

両案とも共通している部分があると思うんです
が、それは、今までの産業政策というものから、
地域政策、環境政策、いろいろ言い方があるんで
すが、環境政策や地域政策を導入したということ
なんですね。

これが今回の極めて大きな特徴の一つだとい
ふうに思うんです。それを横に並べたか縦に積ん
だかというところの違いはあるようであります
が、それが今回の改正の一番大きな特徴だと思う
んですね。そのところをどうやって実効あらし
めですね。

—
—
—

めるものにするかというところが、一つのポイントになるのではないかというふうに思ってござります。それは、後ほどまたちょっとお伺いしたい

農業というのは、天候とかにも大きく左右をされるというのが一つ特徴ですし、もう一つは、九州や何かは別ですけれども、一年に一サイクルしかしない産業だということで、途中でなかなか変更がきかないというのも、これは産業として見た場合の特徴だと思いますね。

そういうことからいふと私は今政府が二
くつてはいる品目ごと生産努力目標といふのがあり
ますが、もっとこれを強力に推進していく必要がある
のではないか、特に我が國の場合は自給率が
非常に低いわけですから、そういった観点からも

○西川政府参考人 生産努力目標をもつと強力に
　　ここを推進していく必要があるというふうに思つ
　　ておりますが、まず、政府にその点についてお伺
　　いをしたいというふうに思います。

この基本計画の中で、供給熱量ベースの総合自給率目標として四五%を定めまして、生産量の目標と、これを達成するために農業者その他の関係

者が取り組むべき品目別の課題を明らかにした生産努力目標、これを掲げているところでござります。

この実現に向けましては、政府のみならず関係者が一体となって、望ましい食生活を実現するための食育、地域の消費者と農業者を結びつける地産地消など、消費面に着目した取り組みを推進いたしますとともに、消費者、実需者ニーズに即して、品質や生産性の向上といった品目ごとの課題の解決を図っていく、これが重要なと考えております。

このような生産、消費両面からの取り組みを推進、検証していくために、昨年四月に、政府や農業団体等の関係者から成る食料自給率向上協議会を設置しているところでございまして、その中で、生産努力目標に関する各年の行動計画を策定

して、その着実な実施に努力しているということ
で、きちんと工程管理をしながら進めていきたい
というふうに考えていいところでござります。

○佐々木(隆)委員 後ほどそのことにも触れたいと思いますが、民主党の案の中では、品目ごとの
ところは別にして、幾つかの品目を挙げら
る發言する者あり

○篠原議員 民主党の案では、主要な農作物の自給率が減つてしまつて、これも少つて、いかなければ成りませんが、この品目についてお伺いをいたします。

それで、一番最初の議論のときに、二田委員から菜種、飼料作物、雑穀ですね、中山間地域でつくりやすい作物。そこが遊休農地が三十八万ヘクタールもある、それをまず埋めていただいて、それで自給率を高めるということを考えております。

ら非常に厳しい御指摘がありました。生産調整を廃止して、米が余つてくるんじやないか、これはもつともな御指摘だと思います。長年農政に苦労されてきた方だったら、だれでも思う懸念だと思います

法律の中の第八条におきまして、それぞれ主要な
ですから、その心配を払拭するために、我々も
います。

作物において生産目標を都道府県、市町村別に定めてもらう。これは、言ってみれば生産調整をしているのと同じに当たるのかもしれません。

しかし、この趣旨は、例えば麦をつくろうとうことを考へても、気候風土が違うわけです。北部とか新潟あるいは秋田、あちらの方は麦をつくるべし米をつくるという二毛作はできません。それに対しても、関東平野以西は皆、麦をつくって麦を刈つてから、あるいは菜種をつくって菜種を収穫してから米をつくったわけです。ですから、地域によつて違つ。そういうところはちゃんとつくなつていただくという國、政府の方針等を示して、各県にも各市町村にも考へていただいて、そして

目標に従つて増産していくことを考えております。

わゆる品目誘導の効果だと思うんですね。確かに品目誘導を余りしますと、これは黄色の政策になつてしまふので、そこは微妙なところがいたたきましたが、目標を示すということは、い

あるわけでありますけれども、ヨーロッパなんかを見ますと、例えば砂糖大根、ビートと言われるものですけれども、それはもう契約以外は一切買わぬ、一、二できむことは必ず買つて、二、三

農業という分野においてはやつていかなければならぬ、統制経済にしろとまでは言いませんが、農業の特殊性からすれば、一定程度そういうものの限策だと思つんですね。

そういうことというのは、私は、ある種、この農業といふ分野においてはやつていかなければならぬ、統制経済にしろとまでは言いませんが、農業の特殊性からすれば、一定程度うふうなことがあつたり、それからインセンティブをつけていくというような方式のやり方など、これは実質的には誘導策であり、ある意味では制限策だと思つんですね。

は、国の責任において、あるいは行政の責任においてやらなければならない政策なのではないかと
いうふうに思つてござります。

ども、なぜこのことにこだわるかというと、日本において、とりわけ戦後だと思うんですけども、私は戦後の生まれですけれども、一つには粉

文化、一つには油文化を失つてきたのではない
か。

とかというのかなくなつちやつたんですね。そのほかのものは大体あるんです、どこどこ産とうのが。この二つがいわゆるアメリカから大量に輸入される、その仕組みの上で、この二つの部分だけが、ほかにもあるのかもしれません、この二つが文化を失ったのではないかというふうに私は思つております。

このことについて、特に民主党案の中では、小麦四百万トンというふうに見込んでいるわけでありますけれども、その実需が確保できるかという

こともあわせて、その点をお伺いしたいのと、もう一つは、先ほど言ったように、生産目標は生産調整の機能を果たしていくことからすれ

は、先ほど政府案で三つ横に並んでおりましたけれども、確かに環境対策というのはこれは少し別なもので、それとも、米対策と品目横断というのでは、これは産業対策でありますから、そういうた

意味でいえば、今すぐ合体することは難しいといふうに思いますが、将来的にはやはり合体していく、一本化するべきではないかというふうに思つてゐます。

うに私は思っております。
そうすれば、これは私の勝手な解釈ですけれども、例えば、米に使われている、生産調整に使われているのが三千億です。今、畑作物の不足払いなどに使われているのが千七百億です。環境対策で、これはうわさですけれども、四百億ぐらいではないかというふうに言われております。全部足すと五千百億になるんですね。民主党は、一兆円のうちの半分、こう言つているわけですが、この

金額とほとんど同じになるわけですよ。
そういうことも含めて、品目誘導について今後
どう取り組んでいかれるのかということについて
政府にお伺いしたいのと、それから、特に小麦の

分野を含めて、民主党の方にお伺いをいたします。

ますけれども、先ほどお答えいたしましたように、努力目標を立てて、政府だけではなくて関係者一体となった目標を立てて、それに向かって努

力するということだろうと思います。
先ほど小麦の話をございましたけれども、小麦について今後どうするのかということだろうといふうに理解をするわけでございますけれども、小麦についても、これはやはり、今の我が国の小麦というのはめん用の品種なんだけれども、めん用としての品質特性が十分に発揮されていないと、いうところに大きな問題があるわけでございます。

して、各地で、北海道でも春小麦を活用した地域独自のラーメンをつくるとか、あるいは喜多方あたりでもそういう動きが出てきております。そういうことはあるわけではございますけれども、やはり品質をしっかりと内需に適合させるというところに一番の焦点を当てて、内需を確保する。そこで、小麦について見れば八十六万トンというのを確保する。一方、大麦は、現状においてはもつと欲しいということがあるわけでございまして、それは拡大する。

そういうもので目標が立っておりますので、それについて情報をしっかりと提供する中で、品目誘導といいますか、情報提供する中で国内生産を維持拡大していきたい、そういうふうに考えているところでございます。

○篠原議員 小麦についてのお尋ねでござります。お許しいただきまして、この点は少しじっくり答えていただきたいと思います。

小麦については、私がつらつら思うに、余り熱心にしてこなかつたのではないかと思うんです。大臣の地元は小麦の生産地でございます。実需がないなどとあきらめてかかっている節があるんですね。

ちょっと具体的な例を申し上げますと、例えば美瑛町という、日本で一番美しい村、美しい村サミットとか何かNPO法人をつくられたという話を聞きますが、そこに行つたときの実話でちょっとお話をいたしますと、本州から来たお姉さんたちが、きれいな景色にうつとりしてパンを食べてゐるわけです、さすが北海道でできた小麦でつくれたパンはおいしいわねと。そのパンは北海道でできた小麦でつくったのかというと、違うんです。パン屋さんに聞いたら、胸が痛むと言ふけれども、北海道パンと書いてあるんです。北海道産小麦と書いていいから不當表示じゃないと言いました。私は、地産地消の大切さを説きました。そ

うしたら、終わつてから一杯飲んだときに、篠原さんは、芋も大正金時も大豆もみんな食べておる、しかし、小麦はつくるんだけれども、生まれる。だからこの方、一回も自分のつくった小麦を食べたことがないと言うんです。どうしてですかと言つたら、製粉工場がみんななくなつちゃつていふんです。全部輸入小麦になつたので、製粉工場はみんな海岸にしかない。そして、江別に、西山製粉でしたか、そこに行つちやつて、どこか本州に行つちやつて帯広に戻つてこないというんで消費しようとしているので、週三回、学校給食でやつてある。しかし、道東では、帯広とか網走では米はできないわけです。そうしたら、北海道の米を食べてやつてあるんだから、二回のパン給食は道東でつくった小麦のパン給食にしろと言つていいはずなんですね。しかし、そういうことをしていな

いんです。米ばかりに行つてあるんですね。こんなことだらけなんですね。

それから、今、西川局長から喜多方ラーメンの話が出来ました。喜多方ラーメンは、あれはちょうど小麦に向いていたんですね。小麦は、降雨量が五百ミリ、冷涼な地が原産地です。ですから、福島とか栃木とか長野の盆地みたいなところがちょうどぴつたりなんです。そこで、ラーメンに向いているいい小麦があつたから喜多方ラーメンという

ことは粉文化についてですけれども、今度は、豆から油を絞つておらぬかもしれませんけれども、一〇〇%国産の小麦の食パンというのを売り出して、飛ぶように売れてるんです。やはり国産志向というのは非常に多いわけです。ですから、ちょっととした努力で幾らでも国産の小麦といたしましては広まつていくんじゃないかと思います。

これは粉文化についてですけれども、今度は、豆から油を絞つておらぬかもしれませんけれども、一〇〇%国産の小麦の食パンというのを売り出して、飛ぶように売れてるんです。やはり国産志向というのは非常に多いわけです。ですから、ちょっととした努力で幾らでも国産の小麦と

二、三度訪れていただければというふうに思います。

○佐々木(隆)委員 十分に思いのだけを語っています。

〔委員長退席、一田委員長代理着席〕

美瑛町は、私の選挙区でございますので、あと二、三度訪れていただければというふうに思います。

先ほどありました、めん適性あるいはパン適性という話がありました。それは、今篠原提出者も言つておられましたけれども、結局アメリカの小麦を中心とした結果として出てきた話だと思ふんですね。だから、地域ブランドの粉があれば、それは別にそれに合わせためんができるのに合わせたパンができると思うんですが、一つの、外国から持つてきた小麦と全部一緒にしてしまったために、めん適性、粉適性というのも、それには合うとか合わないとかという基準をつくらざるを得なくなつたということであつて、もともとそこに粉があれば、そのめんができるところのパンができるんだと思うんですね。

だからそこも、私は、そういう意味では、外の小麦に合わせた技術を開発するのではなくて、それよりも地域のブランドの粉や油をつくるということの方が大切なのではないかというふうに思つています。

私は別にアメリカに何の敵対意識もありませんけれども、アメリカの戦略は、まず食文化を輸出する、その次にスポーツ文化を輸出する、それは野球ですが、その次にハリウッド映画を輸出する、これで芸術、発想を輸出するんだ、この三戦略だというふうに聞いてるんですが、まさにア

はいかぬということで、喜多方でできた小麦で喜多方ラーメンにしようということで、喜多方の小麦でつくつたのが本物喜多方ラーメン、あとはイチキ喜多方ラーメンと売り出すべきだというふうに、原産地表示をきちんとしてやつていくといふことにあります。私は、こういうことを考えていくかなうであります。私は、こういうことを考えていくかなければならないんじやないかと。

それで、今、八十六万トンなんという情けないこれが譲解ですね。本当は、あつたらみんな使うんです。ですから、もつと意欲的にぜひ取り組んでいただきたいと思います。

今、企業の方はもう先行しています。山崎パンは、皆さん余り食べておらないかもしませんけれども、一〇〇%国産の小麦の食パンというのを売り出して、飛ぶように売れてるんです。やはり国産志向というのは非常に多いわけです。ですから、ちょっととした努力で幾らでも国産の小麦と一緒に作れば、それは別にそれに合わせためんができる

アメリカらしい、スケールの大きい長期的な政策ではないかと私はある意味で感心をしているんです
が、それぐらい、いずれも長期的に効果を発する
ものだということだと思うんです。

ちよつと篠原委員に感化をされて余りしゃべり過ぎると私の時間がなくなりますので、次の課題に移りたいというふうに思います。

火化といふのは、車化といふもののが本たるものですね。その輸作の中には、特に近ごろは品目が限られてきていますから、そういう中で、いわゆる休閑緑肥というのがかなり大切な分野として入ってきています。もう一つは不耕作地をなくすという観点からも、休閑緑肥というののはこれから注目をしていかなければならぬテーマだというふうに私は思つております。

續にカウントされていないわけですね。これをまずカウントするということ、これはそういう希望も出ているというふうに伺っておりますけれども、この休閑緑肥をカウントする、あるいは、次の交付金にも、これは対象になるのかと思うんですが、この辺について政府にお伺いをいたしま

畑作地帯におきます燕麦等の綠肥作物につきましては、委員御指摘のとおり、合理的な輪作体系を構築する中で、農地の土壤の肥沃度等を高めるのみならず、化学肥料の施用を削減する上でも重要な作物であると認識はしております。

一方、このたびの新法におきましては、担い手の経営全体に着目し、その安定を図ることによりまして国民に対する食料の安定供給を確保しようとするものでありますので、その対象農産物につきましては、国民に対する熱量の供給を図る上で特に重要なものとしております。

このような観点からは、地力の増進等を図るために生産され土壤にしき込まれる綠肥作物につきましては、国民に対して熱量を直接供給しているものでもございませんし、また、それ自体が販売

されて農家収入になるものでもなく、生産条件の格差や収入の変動が明らかになるものでもないと
いうことから、今回の支援対象にはしてございま
せん。

○佐々木（隆）委員 ちよと今理解しかねたのですが、食料の安定供給を図つていく上で緑肥は非常に重要だけれども作物を生産しないからカウン

けれどもカウントはしないという話とか、何かちょっと整合しないような話のように受け取られたのですが。ちょっとともう一度そこを説明していただきたいのと、要するに、過去の実績のカウントもしないし、今度の交付金の対象にもしないのかということについてもう一度お願ひいたします。

○井出政府参考人　緑肥作物につきましては、合理的な輪作体系を構築する上では重要な作物です。しかしながら、今回の私どもが構築している制度につきましては、国民に対する食料の安定供給を確保するために、担い手の経営全体に着目してその経営安定を図るということをございまして、その対象作物は、国民に対する熱量の供給を

図る上で特に重要なものということで限定をいたしておきます。

したがいまして、緑肥作物というのは、熱量供給という点では直接供給はありませんし、それ自体がそもそも販売されて農家収入にもともとなるものでもないと。ということは、生産条件の格差も収入の変動も、もともとが価格のないものでござりますから、明らかになることもないということで、今回の交付金の対象とはなっていない、できないということでございます。

○佐々木(隆)委員　過去のカウントをされないのはもちろんですが、今度の交付金の対象にもならないということなんですが、後ほど触れたいと思ふんですけれども、環境維持の作物、いわゆる有機農業のような種類のものが環境対策の中にあるわけですから、こういうものにインセンティブ

ブをつけて片っ方で奨励をしておいて、それのものになるべき休閑緑肥作物が熱供給に関係ないからというのは、私は、今の時代の政策、これから始めようとする政策としては少しどうなのがかな、

最初に申し上げたように、今度の政策の大きな
考え直す必要があるのではないかというふうに
思います。

遅いところには、今までの農業生産農業といふものだけから、環境とか農村というものに注目しようとすることをプラスしたところに大きな転換点があるんだと思うんですね。その一つとして、休閑緑肥というのは、そんな三分の一も四分の一もつくるわけではありませんけれども、しかし、私は、いい品質のものをつくるという意味で非常に大きな意味があると思うんです。

そういう点からして、いわゆる千七百億という今まで出していたお金のところの範疇からどうしても発想が出ていないような気がするんですね。だから結局またそういうところに戻つてしまふのかなという気がするんですけれども、私は、やはりこのことは、これから先を見越していくとき非常に重要だというふうに思つておりまして、それをどの程度見るかとか仕組みの仕方というの

はいろいろあると思うんですけれども、これは畠作の場合の輪作体系の中には将来絶対に必要になつてくるものだというふうに思いますので、そこは、答えは要りませんけれども、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

民主党の方なんですが、ここで実は菜種の話を聞こうと思ったら、先ほど菜種の話を出てまいりましたけれども、休閑緑肥について何がありますか。

それでは、次に移らせていただきたいというふうに思います。

次に、今までの農政を検証する上で、ばらまき、ばらまきといふことがよく言われております。ばらまき農政から転換をしなければいけないとか、ばらまきをといふような話がよくあるんですが、このばらまきといふのは、一体何を指して

ばらまきと言ふのかというのは、まだかつて余り検証されたという記憶が、私の中には余りないわけであります。

いたというような記憶は全くございませんし、そういう意味では、何を指してばらまきと言うのかというのは、新しい制度に入るわけですから、ぜ

ひ 廉價化しておか必要があるのではないか、好
象農家を絞ることを言うのか、予算を縮めること
を言うのか、ぜひ、この点については、政府とし
て今までの説明責任を果たしておいていただきた
いというふうに思います。

省令の中に入っているわけではございませんけれども、この委員会でも随分そういう議論、先ほど別の観点から、篠原提出者も、直接支払いはばらまきではないかというような単語が使われました。

どこかといふことになると、国民の税金、一般会計、あるいはまた、いわゆる輸入との関係から出てくるお金、いずれにしても国家国民のお金であるということですから、端的に申し上げると、最終的に判断するのは負担者あるいは国民だらうというふうに私は思います。もらう方は、いっぱいもらつた方がいいし、出す方は、こういう財政状況でもありますから、なるべく少ない方がいい。

ここはトレードオフの関係にあるわけでありま

す。

我々は、ばらまきと指摘されるような策は行いたくないというのは、国民的なコンセンサスといいましょうか、国民的な御批判に耐え得るような施策として、税金なり公的なお金を農業者個人あるいはまた農業者の集団に差し上げるというこ

とによって、先ほどの環境保全や、あるいはま

た、よりよいものを消費者が買うことができるということに理解を示す、性格と金額の量、両方を国民が理解をしていただく、支持していただくといふことがポイントだらうということでありまして、その次に、では対象者がどうだと、あるいはまた、どういう要件でとかいうことが細かく定義されるんだらうと思います。

つまり、我々は、公的なお金を使い、公的な政策を行っているわけですから、この国会の場も、国民を代表している最高府で御審議をいただいてるわけでありますから、常に、基本法の趣旨、つまり、国民全体を意識しながら政策をし、また審議をしているわけでありまして、そういう意味で、我々は、ばらまきという指摘というものに対しても、極めて神経質に対応していかなければいけないというふうに考えております。

○佐々木(隆)委員 ばらまき、多分マスコミがつぶつたのか、大臣はさすがに、今まで、答弁を見ましたが、一度もばらまきということを答弁していることはなくて、ただ、新しい資料をつくったときに、ばらまきと言われないためにとかといふのは出てくるんですけれども。

いずれにしても、マスコミが言つたか、だれが言つたかわかりませんけれども、そのことに対しても政府がきちつと説明をしてこなかつたのではないかということはあると思うんですね。だから、これからはそういうことはないというふうに大臣はおつしやるんだと思いますが、それと、要するに使われ方の問題だったというふうに思つてます。そういうことを含めて、民主党の方のお考えを伺つておきたいと思います。

○山田議員 先に休閑緑肥の件で少し話させていただきます。

いわゆる佐々木委員がおつしやっているのは、今度の担い手対策の直接支払いの中で、政府案でいきますと、過去三年間の生産実績、そうなつた場合に、休閑緑肥も入らないし、新しく農業をやろうという人、そういう人に對してどう評価する

のか。過去三年間の生産実績がないわけですか
ら、そういう問題で、新規参入者が本格的に農業をやる場合に非常に支障になるのではないか。私は

どちらもそう考えておりまして、もちろん、休閑緑肥等は次の新しい農業生産のための糧でありますし、かつまた、新しく農業参入する人については全く過去の実績がないわけですから。

しかし、よくよくWTOの黄色の政策あるいはアメリカの不足払いの新青の政策等々を考えみて、た場合に、私ども日本にとっては、もっとさらに過去の、昭和三十年代、四十年代、五十年代の実績、その面積、農地を利用した過去の実績があるのですから、広く過去の生産実績等を見れば、何も三年間に限らず、だれがそこで耕したかといふものではなく、生産に利用されておつたといふものではないか、そう考えております。

一方、先ほどばらまきと言われましたが、その過去の実績で勘案して、緑の政策としての主張はできるのではないか、そう考えております。

一方、先ほどばらまきについて、他の産業ではなく、農業にだけなぜ税金をつぎ込むのか、助成金をやるのか、直接支払いするのか、その理由でされども、これがについては二つの側面があるんじやないか。それは食の安全保障と食の安全のためであるという側面。

もう一つの側面というのは、いわゆる多面的機能、自然環境とか環境保全とか、日本学術会議では、それに対する農業の持つ貨幣価値を八兆円と評価しておりますが、そういうものの対して直接支払いをするということは、國民も納得のできることがあります。

いわゆる佐々木委員がおつしやっているのは、今度の担い手対策の直接支払いの中では決してない。そういう直接支払いが、さらには、國民が納得いくような形でやれる方法、これを民主党としては、自給率

見てやらせていただきたいというふうに思いました。
私は、先ほど来、きょうの論議のテーマにさせていますが、いわゆる産業政策一辺倒からの脱却といいますか、地域政策、環境政策を取り入れたことが今回の新法の大変大きな

テーマだというふうに思っています。
言葉を言いかえれば、余り適当な表現ではないかも知れませんが、戦後の産業政策というのは、農業ばかりじゃなくて、全部そつたたと思うんですが、農業がよくなれば農村はよくなれるという感覚で来たのが、産業政策だけはどうも立ち行かなくなつた。それで、地域政策とか環境政策とかいうものを加味した総合的な政策にしなければいけないというところに、時代の背景もありますけれども、転換をした一つの大

きな理由があると思うんですね。だから、その産業がよくなればその地域はよくなるしという感覚で来たのが、産業政策だけは、農業基盤の整備等、各般の施策を講じてきておるところでございます。

また、先生、先ほどお話をしました、平成十九年度からは、社会共通資本としての農地、農業用水等の保全等を内容とします農地・水・環境保全向上対策等を、地域振興対策として本格的に導入することとしたしております。

以上でございます。

○篠原議員 今、佐々木委員から非常に重要な御指摘があつたのではないかと思います。

戦後の農政、変わってきた、産業政策一辺倒から地域政策というふうに変わってきたんだじゃない。政府の方からお伺いをしたいというふうに思っています。

○山田政府参考人 お答えいたします。
農業の多面的機能についてでございますが、これは、食料・農業・農村基本法におきまして、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面性は、それに対する農業の持つ貨幣価値を八兆円とわたらの機能」というふうに規定をしております。その具体的な内容といたしましては、国土の保全あるいは水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、また、文化の伝承ということを例示いたしております。

この農業の多面的機能の評価としまして、平成十三年に日本学術会議から答申をいたしておりますが、それによりますと、例えば、洪水防止機能では三兆五千億円等の貨幣試算がなされたとこ

ろでございます。

この農業の多面的機能につきましては、先ほどお話ししましたとおり、農業生産活動が持続的に行われることにより發揮されるものであるということあります。このため、農業の持続的な発展と、その基盤であります農村の振興を図ることが極めて重要であります。農林水産省としては、これまでも担い手の育成あるいは農業基盤の整備等、各般の施策を講じてきておるところでございます。

また、先生、先ほどお話をました、平成十九年度からは、社会共通資本としての農地、農業用水等の保全等を内容とします農地・水・環境保全向上対策等を、地域振興対策として本格的に導入することとしたしております。

以上でございます。

○篠原議員 今、佐々木委員から非常に重要な御指摘があつたのではないかと思います。

戦後の農政、変わってきた、産業政策一辺倒から地域政策というふうに変わってきたんだじゃない。政府の方からお伺いをしたいというふうに思っています。

○山田政府参考人 お答えいたします。
農業の多面的機能についてでございますが、これは、食料・農業・農村基本法におきまして、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面性は、それに対する農業の持つ貨幣価値を八兆円とわたらの機能」というふうに規定をしております。その具体的な内容といたしましては、国土の保全あるいは水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、また、文化の伝承ということを例示いたしております。

この農業の多面的機能の評価としまして、平成十三年に日本学術会議から答申をいたしておりますが、それによりますと、例えば、洪水防止機能では三兆五千億円等の貨幣試算がなされたとこ

いをするというのは、景観の維持、すなわち多面的機能を評価したことにはかならないんじやない

○佐々木(隆)委員 それぞれお答えをいただきま
した。かと思つております。

多面的機能、直接的な部分と、さらに間接的な、まあ多面的機能を直接的という表現はないのかもしませんが、農業に極めて限定した部分と、そうでない、空気などの、水とかという部分まで含めていると、たしか八兆円という試算があつたというふうに思はんですけれども、後ほどちょっと時間があれば触れたいというふうに思いますが。

多面的機能の發揮は農業生産活動が行われることによつてというふうに今説明をいたいたんですが、農業生産が行われなくとも、なくてもといふのは変なんですが、農村というもの的存在 자체

が一定程度社会的に果たしている役割というのはあると私は思うんですね。私は対価だというふうに思っているのですから、農村に住んでいて、とりわけ大きな主張的な農業でなくとも、小さな農家でも、そこに住んで農村生活をしているということは、それはその多面的機能としての機能をそれだけで果たしているわけですから、その対価について、今まで全く支払われていなかつたというふうに私は思つております。

ですから、生産活動がなければだめなんだといふのは、私はそういうふうには思わないわけありますが、今回の政策を見ると、例えば三条で言つてゐる多面的機能というのが、結果的に、今度の環境・水対策でいいますと、二十四条の生産基盤のところに少し矮小化されてしまったのではないかというふうに思ひますし、もう一つは、土地環境保全対策の中の先進的な取り組み、いわゆる有機農業のようなものですが、それが農地・水・環境対策に位置づけられて、いるということなんですが、これもこの前もちよつと論議させていただい

それはなぜかというと、環境対策というほとん

どの農村に住んでいる人たちが当たる政策があつて、そのほかに、政府案で言うと、品目横断という限定された人たちがあつて、そして、有機農業に取り組むというのはそのまた先鋭的な人たちだ

と思うんですよ。それが下から積み上げて、いつた場合に、環境で支払われる人たちがいて、品目横断で支払われる人たちがいて、そのさらに上に先

進的な取り組みとして有機農業のような人たちがいるんだとすれば、それが環境対策のところにぽつんとのっかっているというのは、組み立て方として非常に無理があるのではないか、かえってわざりづらくしてしまっているのではないかというふうに思いますので、そのところについてはこの前も少し論議させていただいておりますので、指摘だけにさせていただきたいというふうに思いました。

環境対策は、そのほかにも、例えば、通い耕作者の場合はどうなるんだという問題点があります。そこの地域には住んでいないけれども、通つてきてかなり大きくなっているという人がいる。あるいは、そこの地域、農村という地域には住んでいるんだけれども非農家の人たちがいる。こういう人たちをどうしていくのかということについても、やはりこれからきちっと整理をしていかなければならぬというふうに思いますし、そ

しかし、私は、この環境対策に取り組んだといふことは、先ほど来申し上げているように、非常に評価をしているわけですが、ただ、私は、予算が余りにも少な過ぎるのはないかと。品目横断が一千七百億、まあこれはうわさでけれども、言われている。片や四百億だということになれば、余りにも違ひ過ぎる。それで、環境対策はやはり遜色のない、品目横断の方を削れとは決して言いません、やはり品目横断に遜色のない予算にしていくべきではないかというふうに思つす。

そして、もつと言えば、私は、産業政策という

のは、直接国が投入するというよりは、産業政策
というのであれば、国はシステムをつくることだ
と思うんですね。その後、融資をするとかいろいろ
な仕組みをつくってあげることが、産業政策と

して行政がやらなければいけないことで、地域政策こそむしろ国がお金を投入すべきものではないかというふうに思っているんです。

そういうことを含めて、この環境政策に対する予算について、政府の見解を伺います。

○山田政府参考人 農地・水・環境保全向上対策の予算の件でございますが、十九年度から本格的な導入をしようということで検討しておりますが、十八年度に全国約六百の地区で実際に活動組織を立ち上げて、モデル的な支援等を行つております。このモデル的な支援によりまして施策の実効性を検証し、その状況を、支援の規模、予算の

規模ですが、こういったものを含む本対策の具体化に反映をさせていきたいというふうに考えておりまます。

なお、先生の方から、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全対策の予算額について比較をされたよだなお話をありましたけれども、先生御指摘のとおり、その趣旨ですとか、目的ですとか、あるいは対象者が異なるものでございますので、それぞれの対策ごとに必要な予算を検討して

○佐々木(隆)委員 それはそのとおりだと思います。
されども、ただ、今そのまま想定しますと、環境
対策は恐らく二百万戸のかなり近い部分の人た
ちが対象になるわけですよ。

それで、品目横断は、今の政府案でいくと、四
分の一か、広げても半分、まあ三分の一ぐらい。
三分の一ぐらいのところに千七百億積まさつてい
て、全体の二百万戸のところに四百億というので
は、これは、金額は別にして、対象農家は全然違
うわけですから、それは政策ごとに組み立てるの
は当たり前のことではあるんですが、遜色ないもの
についていただきたいということあります。

最後の質問にさせていただきます。

今、ずっと今回論議をさせていただいてきたのは、新基本法で最も特徴的な部分というのは、直接支払いと農村対策というか環境対策を導入したことだというふうに思つております。

そこで、先ほども、生産活動を通じてと多面的機能のところでお答えをいただきましたが、多面的機能を唱えている三条、そして持続的発展とい

のを唱えている四条、そして農村の振興というのを唱えている五条。この二条のところでは確かに、生産活動が行われることによってとなつてきますが、四条の方では、農業構造が確立されとともに、農業の自然環境がと言つてはいるわけですね。それから、農村の振興のところでは、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備となつていて、「及び」とか「とともに」というのは、これは全く同じという意味ですから、上下関係はないわけ

です。ですから、これは両方きちんとやるという意味だというふうに私はとらえております。

が、ここだけとらえても、計算の仕方によつていろいろ違いますが、五%から一五%ぐらい、直接支払いというところを含めると、もう七五%ぐらいはそういう予算になつてゐるわけですよ。これは、日本で例えれば四百億だとして三兆円弱ですから、一%強ぐらいになるわけです。

せひ、そういう意味では、将来的にこの分野というのは非常に重要なふうに私は思つておりますまして、この対策に将来きちつとシフトするというか、遜色のないものにしていくということについて、政府の決意と、それから民主党の方の決意を最後にお伺いをしたいと思います。

て申し上げれば、生産的側面、経済的側面と環境的側面をきちつと分けて、その上で、金額も含めて多い少ないという御議論をされておりますが、これは佐々木委員も御認識いただいていると思ひますけれども、あくまでも車の両輪ということ参加者とともにやつていこうということありますで、例えば水一つとっても、水管理というのは農業者のためだけじゃございませんし、したがつて、環境の方は農業者だけではなくいろいろな事務とともにやつていこうということありますして、それは、その地域あるいはその水系全体がよくなると同時に、農業の方も生産性が上がつたりということになつていくわけでありまして、文字どおり車の両輪であるということで、両方とも大事だということで、今、山田局長の方から答弁をさせていただいたわけでありまして、いろいろと調査をした上で、きちつとした対策を十九年度からとらせていただきたいと、いうふうに思つております。

○篠原議員 ヨーロッパの例を出されましたけれども、EUの農業大臣もたしかそうだと思います

が、農業の後にルーラルディベロップメントといふ、農業開発というのが大臣の名称についているわけです。イギリスとかフランスもそうだったと思ひます。もう一つ言ひますと、そこに環境がついている国も非常に多いわけです。

そういう点では、佐々木委員の御指摘のとお

り、農業政策といふのは、農業生産だけではなく

環境のこととも考えて

いいようになつてゐるんじゃないかと思ひます。

そういつた点では、我が國も見習うべきじゃないかと思つております。私もそのとおりだと思ひますけれども、この松岡議員が予算委員会で、たしか、環境食料省

にすべきじゃないかという質問をされておられました。私もそのとおりだと思ひますけれども、この環境大臣は病気療養中でござりますけれども、この松岡議員が予算委員会で、たしか、環境食料省

にすべきじゃないかと思つております。

大事だということで、今、山田局長の方から答弁

をさせていただいたわけでありまして、いろいろ

と調査をした上で、きちつとした対策を十九年度

からとらせていただきたいと、いうふうに思つております。

○篠原議員 ヨーロッパの例を出されましたけれども、EUの農業大臣もたしかそうだと思います

が、農業の後にルーラルディベロップメントとい

ふ、農業開発

といふ、農業開発

そういう過去のいろいろな経験、あるいはまた、そういう言葉を使って批判をしている方々の批判にも耐えるようなあるべき農業、あるいは農業者、あるいは食料政策の推進に向かって、この法案が法律となり、そして実施されて、その方向に向かっていくべきことを期待しながら、こういふ法律を御審議していただいているということでございます。

これまでに議論がありますとおり、需要がそのようないんだと言われる。しかし、篠原提出者、同僚でありますけれども、先ほど答弁されていましたが、私も実際に見てきたところとして、農林水産省の研究所にお邪魔して、国産の麦からパンをつくる、それも比較的簡単な、簡単など言つては失礼かもしませんが、御苦労されて、工夫されてつくった技術とはいえ、そういうふうにすることでお手がかかるのかと。例えば、たんぱく質の多い部分を抽出する、どのようにして選ぶのか、こういう話を聞いてまいりました。工夫をすれば需要はふえる、そういう印象を私は強く持つておるし、だからこそ、研究を重ねられているのではないかですか。

そういう意味では、需要をこれだけ低く見積もる必要はないわけであつて、私は、ある程度の高い需要を求められる。そういう技術も開発します、だから、生産をたくさんしても国内で消費されますが、したがつて、努力目標はここまで高くてもできます。過去最大の生産量を民主党案は出しておりますが、政府案は、恐らくは直近の過去最大の生産量をもとに今回この生産努力目標を立てられているんだと思いますが、そういう意味では、消費、需要をもつと喚起し、そして生産量をもつと高くする、そういう目標設定はできなかつたものなんでしょうか。私としては、そこの部分を大臣にお答えいただきたいと思っていま

○中川国務大臣 言うまでもなく、食料ですから、胃袋は一つ。多少多く食べるとき、少なく食べるときはありますけれども、基本的に胃袋は一つ。そして、日本は、少子高齢の社会にもう既に入つて、人口減少の時代に入つていいといふことは、胃袋の全体が少なくなつてきているということを事実です。特に、育ち盛りの子供たち、あるいは働き盛りの人たちに比べて高齢の方々があふえていく。元気な高齢の方々がいっぱいいていただきたいわけでありますけれども、世の中としては胃袋全体が小さくなつていくという現実が

あるわけであります。

もう一点は、今岡本委員はカロリーベースの議論をされておりますけれども、先ほどもお話をありましたように、正直言つて、物事すべてカロリーベースだけで判断していいのかということもあります。脂肪、たんぱく質、デン粉はほどほどに野菜と果物その他をいっぱい食べましょうといふと、サラダにドレッシングをかけずに食べればカロリーベースはほとんどゼロということになります。だから、片方で健康のためにこういう食生活、片方でカロリーベースで自給率を上げましょうという

と、先ほどのポスターじやありませんけれども、一体総合的に何をやりたいんだという論理矛盾になりましたかねないということもあります。

したがつて、私は、金額ベースの自給率も大事でしようし、潜在自給力という考え方もあるで

しょうし、最低の、ぎりぎりの状況に置かれたときには、日本の国内だけで、米とジャガイモ、サツ

マイモだけ、時々魚や野菜を食べながらという

大臣は言われるかも知れないが、そういうがつた見方をする向きもあるわけだし、それから、こ

れから先、どういう状況で日本が国産の食料に頼らないと思うんですね、外国から買わなければいいじゃないかと。

しかし他方、平成五年、米を二百六十万トン緊急輸入したときは、逆にそれが売れ残つてしまつたとか、いろいろな要素がありますので、要は、

消費者に好まれるようなものをつくると同時に、消費者も、自分の健康、あるいはおじいちゃん、おばあちゃんや自分の子供のための健康、発育を

考えて食といふものを考えていただきたいし、そ

うなつたときに、日本の生産サイドに対しても

いうものを期待していくか、それで期待にこたえ

べきだと思うし、そういう意味でいえば、今回の農業の担い手に対する経営安定のための交付金の

交付に関する法律案も、食料自給率を上げるために一つの重要なツールなんだろうというふうに思つていいわけです。

では、ここで伺いたいのは、この法案が通つた

暁には、今後の食料自給率の上昇にどういう寄与をしていくのか。はつきり言いますと、金額的に

今幾らの予算がこれにつくのかがはつきりしない

中で、農家に直接的な補償を含めて、生産の振興を図つて、もつて自給率の向上を目指すんだ、民

主党案はそういう金銭的なインセンティブを与えていますが、政府案はまだ金銭的なインセンティブが一体幾らになるかがはつきりしていない。

そういう意味では、農家としてもその部分には大きな関心があると思いますし、今後、この法案が通つた後の農業のあるべき姿、どういうふうな

ビジョンを持つのか、それがひいては食料自給率にどういうふうな上昇の寄与をするのか、その辺を考えおりまして、岡本委員の御指摘につい

ては、私も結果としては同じ考え方であります。

○岡本(充)委員 大臣、確かにカロリーベース以外の自給率の計算方法はあります、これまで

一つの理由として、政府はカロリーベースの自給率で比較をしてきた、それをこの段になつて、

ちょっととなかなか上がるのが難しいから金額ベースに移したんじやないかといううがつた見方をさ

れるという話もあります。それはもちろん違うと大臣は言われるかも知れないが、そういうがつた見方をする向きもあるわけだし、それから、こ

れから先、どういう状況で日本が国産の食料に頼らざるを得ない状況が来るやもわからぬ中で、外

の見方をする向きもあるわけだし、それから、この見方をする向きもあるわけだし、それから、こ

れから先、どういう状況で日本が国産の食料に頼らざるを得ない状況が来るやもわからぬ中で、外

の見方をする向き

とふえるという話になっていますが、この理論で土地の集積は進むのか。

こういった部分についてはどのようにお考えになられているのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○中川国務大臣 サつき余りにも簡単に申し上げましたので、逆にそういう御質問が来るのだろうというふうに思つておりました。

集落営農、あるいはまた規模は小さくても経営の質の高い、あるいは中山間地に対する配慮等も含めまして、そういうものをクリアできれば、だれでもその支援の対象になるわけ就可以了から、特定のところを今から排除しているというふうにでは決してございません。

ただ、この中には、この表、四番の資料は、全農家のなかで農業を主業とするということでありまして、私は、都市近郊農業も非常に大事だと思っております。都市周辺の農業の粗生産は全体の四分の一ぐらいあるわけですから、そういう意味では、多様な農業はありますけれども、しかし、支援を仮に受けなくとも、もう生活が十分にできるという農家といいましょうか、農地を持つているといいましょうか、そういう経営体といいましょうか、いっぽい実はこの外枠にあるわけでありますから、農業がやっていけなければいけない、また農業でやつていただきたい、また農業でさらに収益を上げたいというところを対象にするわけですから、農業がやっていけなければいけない、まことに収益を上げたいというところを対象にするわけでありまして、全部を対象にするということは、私からは申し上げませんけれども、冒頭の言葉の議論に行き着いていくのではないかというふうに考えているわけであります。

○岡本(充)委員 そういつたお話になるんだと思

いましたけれども、この図の、ただ、大臣、御指

摘をさせていただきたいのは、それでも、販売農

家として残るこの百三十万から百四十万の農家は

農地を持つわけです。土地の集積が本当にでき

いるのかといったら、この農家はいわゆる効率的

かつ安定的な農業経営をされていないわけですか

ら、恐らくここは小規模農家というイメージなん

だらうというふうに思いますけれども、そのほか、残念ながら今回のこの法案の要件に当たらなければ、だけれども、意欲的に農業をしている農家といふのは幾つもあるわけです。

例えば、私の地元は愛知県の西部でありますけれども、この地域は、確かに大臣おっしゃるとお

り都市近郊農業です。残念ながら、四ヘクタール

の土地を持っている農家は本当に数少ない。こ

ういう土地にあって、これまでの政策ですらなかなか土地の集積が進まなかつた。

実は、ちょっと、後で話そうと思つたんです

が、農林水産省の方に、一体どういう収入イメー

ジになるのか、その収入イメージを持ってきてく

れと言つた。現時点での調査で、二十一ヘクタール

と、そして〇・五から一ヘクタール、いわゆる五

反から一町歩ぐらいの個別経営をしている農家の

一戸当たりの農業所得の差を見ると、集落営農が

四十三万円、そして個別経営が八万円、こういう

ようなデータを持ってこれました。

現時点でもこれだけの格差がもしあつたとす

べて、私もかかわらず、なかなか土地の集約が進ま

ない現状がある。残念ながら、私の地元もそ

う意味では土地の集約は進んでいない。では、意

思的な人たぢやないのかといつたら、みんな意

欲的にやつてている。こういうたちは、今回この

適用になりません。恐らくは、平成二十七年でい

う、その他の販売農家と「自給的農家」

のところからこの構造展望を見つけていただきます

がついております。こういった、その他の販売農

家とか自給的農家になつてしまふ、あるいはなつ

い反省を踏まえた改良点というものが見えてき

てしかるべきじやないかというふうに考えていま

す。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

ります。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

やつてみえる皆さん方の経営効率 それから安定

的な営農ということを目的としてこの法案が出さ

れます。

○岡本(充)委員 今、そういう経営局長の答弁を

いたしましたけれども、土地利用型農業はやは

り主業農家が少ない。野菜はそれより随分多く主

業農家がいるわけですね。もっと言えば、酪農な

んかは主業農家がはつきり言つたら主ですよ。そ

ういう意味でいつたら、土地利用型農業に今回焦

点を当てたのは、まさにその土地利用型農業を

した小規模農家等、この人たちが集落営農に参加した場合の所得がどうなるかというシミュレーションといいますか試算についてもお話をいただきましたけれども、従来、やはり集落営農というのは、北陸地方や中国地方のように、非常に個々の農家の経営規模が零細でありながら、かつ地域に安定的兼業機会などもあつて、それぞれが土曜、日曜だけで耕しておられたようなところが、さらに高齢化が進んで個人ではできないということで、集落で話し合われて、集落全体でやつていいこう。そういう中で、機械も個人個人で持つのはやめて集落に大型機械を一台か二台持つ。そういうふうにやつてみると、機械費や何かで目に見えなかつたコストが削減されまして、集落営農に参加される農家の、個々の、つまり戻つてくるお金が自分一人でやつたときに比べて目に見えて多くなる。これはもう実態であるわけでございます。

こういったことも、私どもは、今回、私どもの

雪だるまパンフなどにもしっかりと掲載をして、集落営農のメリットというものについても全国にお示しをし、働きかけているところでございます。

集落営農というものは現にあつたわけでありま

すが、政策として、こういう法律の中に担い手と

して位置づけるということは今回初めてでござい

ますので、私どもも、今農業団体も一生懸命に

この小規模な農家の人たちもぜひ集落営農に参加

されて、ただ参加されるだけでなく、個別経営

のときに比べて経済的なメリットも享受できると

いうことをいろいろな角度から申し述べ、応援を

していきたいと思つておるわけでございます。

○岡本(充)委員 局長、もうそれはこれまでも

やつてきた話ですね。今回この法案を出す前か

ら、規模拡大がどれだけメリットがあるのか、そ

して、もっと言えば、どうすればより収益が上が

るのかということは農林水産省がこれまでお話を

されてこられたぢやないですか。しかし、今回あ

えてこの法律を出すことでより土地の集約が進む

のか、つまり、これまでの総括をして、反省を踏

ました上でこの法案が出ているのかということについて問い合わせたわけです。

今ちょっと話題が出来ましたので、農林水産省からいただいた、これはホームページでも公開しているようですが、大臣官房統計部が出して

いる、水田作経営のうちの集落営農で、水田作経

営で一体どのくらいの農業粗収益があるか。これ

また次回、私、時間をもらってじっくりやらせて

もらおうと思っていますが、この数字を見ても、

十ヘクタール未満の農業粗収入は三百六十二万三

千円だ。ところが、十ヘクタール以上になると急

に一千四百七十二万六千円になる。さらに、二十

ヘクタール以上になると三千四百五十三万六千円

になる。これは、何でこんなに十ヘクタール未満

と十ヘクタールとで、倍ではないですよ、もう四

倍ぐらいいの農業粗収入が出るんですね。先ほど言

われた、粗収入ですから経費は入つていません。

この計算の方式についても、私は、八万円と先

ほどお話しした四十三万円のもとにになっている

データですけれども、大変に数字として疑問が残

るなというふうに思つています。八万円と四十三

万円というインセンティブで、さあ、皆さん集落

営農しましょうと。では、そのデータの数字のも

とになつてるのは何ですか。細かい数字を私

もつたんですけど、大臣。ずっと調べていつた。

ここでの比率が極めて大きい。

これは、もちろん集落営農した方が経費が削減

できることを否定しませんが、そもそもその数字

を練つていくと、そういう疑問点も感じてゐるわ

けでありますし、この点について、もしかよろしく

えられるのならきょうで結構ですし、答えられな

いのであれば、後日また質問で聞きたいんです

が、お答えいただけますか。

後日ということですね。局長、では、後日答弁

の機会をつくりますので、そのときにお答えをい

ただきたいと思います。

そういうことで、私は、農家の方がどういうふ

うにすればより効率的な農業ができるのか、農家

の方にとつてどういう政策が本当にいいのかとい

うのは大変難しい課題だと思います。私は法

案提出者の一人ですから自分の法案がいいと思つ

ていますけれども、これは別に政府を責めるだけ

ではなくて、皆さんで知恵を絞らなければいけない

課題ですし、やはり現場の皆さん声もよく聞か

なきやいけない。

かつて私はこの委員会で、局長、皆さん方に聞

いたことがあります、皆さん、どのくらい農業を

されていたんですかと。そうしたら、それぞれの

皆さんにお答えになられました。私は実家はミカ

ン農家ですとお答えになられた局長もみえました

けれども。そんなこんなで、私が聞いたことがあります

が、ぜひ皆さん方にもやはり現場の農家の

方のお声を、霞が関では聞こえない声を聞いてい

ただきたいというふうに思つています。

ここから先、ちょっと時間が少なくなつてしま

りまして恐縮ですけれども、教育の話に少し移り

たいと思います。

次回を含めて、もう一回質問の機会をいただけ

る可能性がありますので、そのときにもう少し詳

しくやりたいと思いますが、きょうは食料自給率

の観点から食育を考えていくとというスタンスに

立つて、後日私は別の機会に、生活習慣病予防の

観点に立つた食育のあり方ということについても

同じく質問を厚生労働委員会でやろうと思つてい

ますが、きょうは、食料自給率という観点で

そもそも、では、何で食料自給率が政府の思惑

どおりにいかなかつたのか。食料・農業・農村基

本計画の「農業生産面の検証」という中で、前基本

計画が描いたシナリオが実現していらない要因とし

ては、ニーズが農業者に的確に伝わっておらず、

生産性の向上や品質の改善を図るために取り組み

が不十分であった。それから、食品産業のニーズ

に対応し得る生産供給体制が構築されていなかつ

た。三つ目もあるんですね。三つ目は、効率的な

農地利用が実現しておらず、逆に耕作放棄地が増

加していること、こういったことが書いてあります

この内容の最初の二つですけれども、ニーズが

のとおりでございます。そういうさまざま

な問題を抱えているというのは、もう先生御存じ

ドというものがつくられたわけでございます。

もちろん、我々日本人の食生活いろいろな面

で問題を抱えているというのは、もう先生御存じ

ドといつたさまざま

をめぐる問題を解決する、それに対応していくこと

いう意味で食事バランスガイドというのがあるわけ

でありますけれども、もう少し具体的に言え

ば、一つは、三十代から六十代の男性というのは

肥満率が非常に高うござりますし、また、独身

者、単身者の世帯というのは、なかなかバランス

のとれた食事が行われがたいという面もございま

す。また、子育て世代には子育て世代の問題がござ

ります。

この食事バランスガイドも、広く国民、消費者

一般という面もありますけれども、もう少し個別具体的な、今申し上げたようなターゲットを定めて、そして、それぞれのターゲットの人たちが心がけるべき事柄という意味で、わかりやすくイラストのような形で、日々の食生活に反映をしていただくという目的でつくったものでございます。

○岡島(教)政府参考人　ただいまのお答えと基本上同じでございます。食生活指針をより実効性のあるものとするために、一人一人が望ましい食事のとり方やおおよその量を理解するためのツールとしまして、昨年の六月に農林水産省と共同で作成したるものでございます。

厚生労働省としましては、生活習慣病予防についての観点から、何をどれだけ食べればよいかということを示すものとして、非常に重要なツールの一つとして位置づけているところでございます。

国民全般を対象としているところでございますけれども、特に肥満が気になる方、それから単身者、子育てを担う世代につきまして特に焦点を当てまして、食事バランスガイドの啓発普及を図っているところでございます。

○岡本(充)委員 きょうは時間がないので、また後日、深く入ろうと思っていますが、ざつと、大臣、ちよつとこの表を見てください。大臣もきっと恐らく食堂で、農林水産省の食堂に張つてあると言わされましたから、見られたことがあると思います。私、これは非常にわかりづらいんじやないかと思っているんですね。なぜかというと、自分がきょう食べたものが一体どこに入るのか。大

臣、これだけ見て、例えばこれは失礼ながら、栄養学の専門じやない人もターゲットにしているわけです。いや、私は栄養学の専門じやありますせんからと言われずに、大臣、御自身が、例えばきのうのお昼に何を食べたのか、きのうの夜何を食べたのか、これに当てはめると自分は何サービングになるか、わかりますでしょか。

いろいろな食材がある。例えば、カツどんでもいい。カツどんは、豚カツものつていれば、卵もかかつてている、それから御飯もある。中華どんは、魚もいるかもしれないし、野菜もいるかもしれないし、御飯もある。上にかかつてているあんの部分のカロリーは、一体どうすればいいんですか。わかりづらいと思うんですね。

（会員） 最終的にナーリーへ一歩でこれに参入していくんです。きょうはちょっと時間の関係上、深く入れなくて残念ですけれども、カロリーベースで考えていいこととは、この表のとおりにとつていつたら、目標としているカロリーよりもっと多くのカロリーをとるかもしれない。先ほど言われた、三十代から六十代の肥満を気にする人たちがターゲットだ。いやいや、そんな人はカロリーをやはり気にしていますよ。先ほど、大臣、カロリーからこれにスイッチした、切りかわったと言われるけれども、やはりカロリーを気にするんじやないかという思いがあるし、単身者で食事にある程度関心のある方は、これを考えながらやるかもしだれない。もつと言えば、栄養学に関心のない、普通の生活をしている一般のサラリーマンの人たちが、この表を一体どうだけ認知して、これに当てはめた生活ができるのかどうか。これも難しいんじやないかと私は率直に思うんです。

（大臣） 感想をお聞かせいただけませんか。

○中川国務大臣 岡本委員から、きのう一日何を食べたかという質問が出るかもしれないというので、正直言つて、朝と昼はすぐ思い出せたんですけど、夜は料理屋さんで仕事の話をしながら仕事をしていましたので、半分ぐらいしか思い出

せないんですね。例えば突き出しで、ちつちやな

100

い／＼水分をきいちつととしなさしといしがが基本にあるとか。御飯。それから、お昼は専ら、きょうも含めておそばなんですかれども、ただ、そばも、ざるそば一枚も店によつて量が全然違いますから、国会の中のそば屋さんでも、ざるそば一枚の量が全然違いますよね。三、四店そば屋さんがありますけれども、どこも私、よく食べますけれども。

そういう意味で、ぜひこれをきいちつと、わかりやすくするように、ホームページ等で、意義を認めていただけるとするならば、これをさらにつかっていただけるように、カロリー、あるいはまた適切な食事あるいは塩分控え目、お酒控え目、いろいろな要素が多分、御専門ですから、次の機会におつしやりたいことがいっぱいあるんでしょうから、ぜひまた御指導いただきたいと思いまます。

○岡本(充)委員 そういう意味では、大臣、これまでいろいろやつてきたんですよ。今、カロリーの話をした。厚生労働省だつたと思いますけれども、三十品目、食品とりましょ、こういう話もあつた。今度はあれだこれだと言つたら、さつき大臣が、午前中言われたとおり、いろいろなボスターがあつてわけがわからないというのと同じで、一体何が重要なんだという話がぱけてく

したがって、私は、今回の、残念ながら、デザインはきれいだけれども、わかりづらいんじやないかということを指摘させていただいて、もしやられるのであれば、よりわかりやすいものにしていかなきやいけない。これから決められると言つていましたけれども、塩分と脂肪のバランスについても書かなきやいけないし、そもそも日本型の食生活に戻したいというのに、何で水とお茶が一緒なんですか。水を飲めばお茶と一緒になんですか。日本型食生活は水とお茶だ。お茶と水は、これは同じところにあるんです。例えばこういうような議論もあるかもしれない。

そういう意味で、次回を請う御期待いただくと、いうことにさせていただいて、最後にちよつと、せつから来ていただいたので、がらつと話は変わります。

今回のこの法案のもう一つの重要な肝でありますWTOとの関係ですね。今回、この法案の中では、過去の生産実績に基づく支払いに加えて、毎年の生産量、品質に基づく支払いということであって、もしかしたらWTOで削減対象と指摘をされるかもしれない黄色の政策も、つまり、現在の生産量に連動する支払いを加味しているわけなんですけれども、今回こういった政策を入れているというのは、アメリカやEUはもう既に国内の必要量十分の国内生産量がある、片や日本はこれから生産量を拡大しなきやいけない、さつき、生産量を拡大することについては異論があるやに聞いておりますけれども、小麦でも私は生産量を拡大しなきやいけないと思つてはいるし、大豆だって拡大しなきやいけないと思つてはいる、横ばいといふと思われている望ましい姿では私はいけないと思つてはいるので、そういう意味で、これから拡大をしていこうという意味も込めて、恐らくはこういう政策をつくってきたんだらうと思います。

今後の、WTOにおいてこれらの政策が黄色と認定される場合を想定する中で、いわゆる日本としての対応、なかなか表向き答えにくいと思いま

すが、我が国のいわゆるAMS水準が、これまでの農政改革により約束水準の一八%まで下がっている、こういう状況もある中で、あえて黄色の政策と言わざるも仕方のない政策を入れたのか、もしくは、いやいや、これは黄色じやないと言つて突っぱねるという手もありましようし、いろいろ手のうちをお示ししてくださいというわけではないながら、いずれはその時期はやってくるわけでなければ、今後の交渉に当たつて、これをどのように各國に理解をしていただくのか。まだしばらくWTOに通告するまでには時間があるとはいながら、いずれはその時期はやってくるわけですから、どのような方針で臨まるのか。外務省、農林水産省、それをお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○中川国務大臣　岡本委員御指摘のように、これは、別に次の交渉を目指してどうだこうだということではなくございませんで、現行ルールにのつとつてやつておられるわけであります。

岡本委員御指摘のように、もう一つの柱といふ言ひ方をおつしやいましたけれども、まさに前段の、先ほどの、議論を進めていくということが第一のポイントであり、その上で、新しい政策をとるときには、それがWTO農業協定上のどの部分に入るかということも、当然農林水産省あるいは政府としては考えていかなければなりません。

御指摘がありましたように、通報する、そしてまたそれに対しても仮にどこかの国が異議を申し立てると、これには多少の時間があります。そういう意味で、緊急にどうだということではありませんけれども、第一の柱を進めていく上で、我々はWTO加盟国としてWTO上などの部分に入っていくか、御指摘のように、AMSは先進国中最小小限の実行水準に日本はあるわけでありますけれども、だからといって、では、堂々と黄色の政策をぶやすということは、逆にそれは交渉にとつては、大事な時期ですから、決してプラスにならない。むしろ、私としては、交渉上は、新しい農業法、EUのCAP、あるいはアメリカの来年からやろうとしている農業政策についていろいろな議

論をしていますけれども、日本も新しい農業政策を上、黄色の政策についてはさらに減らしているんだぞということをふやすということによって突つ込まれないようにしていくことも、当然これはWTO加盟国としては、農政を進める上で重要なポイントだというふうに私は考えておりま
す。

て、政府一体となつて、我が國の主張がドーハ・ラウンドの成果に最大限反映されるよう努めてまいる所存でございます。

○岡本(充)委員 終わります。ありがとうございました。

○福葉委員長 次に、西博義君。

○西委員 公明黨の西博義でございます。

答弁者の皆さん、大変に御苦労さまでございました。

野菜類は、一日で全部引き取ってもらうということが約束ですから、個数を自分で考える、値段も自分で考える。さらに、興味があるのは、自動的に携帯電話で、百姓ですから田んぼに帰つて、電話をファーマーズマーケットにするんですね。そして、そのマーケットにしますと、バーコードですから、あなたは四十個持つてきましたけれども、今何個売っていますという情報が自動的に機

○中川国務大臣 岡本委員御指摘のように、これは、別に次の交渉を目指してどうだこうだということではありませんで、現行ルールにのつとつてやっているわけであります。

省、農林水産省、それでお答えをいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

どうに各国に理解をしていただのか。まだしばらくWTOに通告するまでには時間があるとはいひながら、いすればその時期はやってくるわけですから、どのような方針で臨まれるのか。外務省、農林水産省、それをお答えをいただい

外務省、農水省、政府一体としてWTOに当たつておりますと、中川大臣のお答えにつけ加えることもございませんけれども、一言申し上げさせていただければ、御指摘の各支払い、経営安定対策等の支払いですけれども、これが、現在WTOの交渉が行われておりますと、新たに導入されます国内支持のルールに基づきまして、緑、青、黄のいずれに該当することになるかという点につきまして、今後の交渉の結果を踏まえて検討する必要があるかと考えております。いずれにこしまして、本筋自体、こしまことは、農

す。あと一時間ですか、よろしくお願ひ申し上げます。

私は、前回にも、また今の委員会でも地産地消ということが一つの話題になつておりますけれども、この日曜日にファーマーズマーケットに行つてまいりました。その説明を聞きまして非常に感動したものですから、若干そのことをお話し申し上げたいと思うんです。

紀ノ川上流、和歌山市の隣の少し上流のところに、五カ町村が合併をして紀の川市という市がでまっています。そこは一角、つまり西の奥に位置

械に入つてくる。三十個今売っていますといううところなので、あと十個。残りの時間、五時までの時間計算して、また二十個だけ持つて走る。そして、またバーコードをつけて売る。

こういうことで、非常に新鮮な野菜をその日のおうちに売り切るということを原則にして運営がなされているんです。これは、JAさんが五ヵ町村の農家千五百人を集めて運営をしているわけですけれども、日曜日に行きますと、大変な人でしょ、カートを持って移動するのが大変という状況でござる。お間違ひある、一日三三百人(四百人)

岡本委員御指摘のように、もう一つの柱として、言い方をおつしやいましたけれども、まさに前段の、先ほどの、議論を進めていくということが第一のポイントであり、その上で、新しい政策をとるときには、それがWTO農業協定上のどの部分に入るかということも、当然農林水産省あるいは政府としては考えていかなければなりません。御指摘がありましたが、通報する、そしてまたそれに対して仮にどこかの国が異議を申し立てると、これには多少の時間があります。そういう

にいたしましても、外務省といたしましては、農水省と協力して、我が国の政策とWTO協定との整合性を確保してまいる考え方でございます。中川大臣からも御指摘がございましたけれども、我が国はこれまでの農政改革によりまして、総合AMSにつきましては他の先進国よりも大幅に削減ってきております。これを踏まえまして、今回の交渉におきましても、貿易歪曲的国内支持の大幅削減を主張するなど、積極的な提案を行つてきております。

での間に持つてまいりまして、そして、自分でこの
ういうものをつくるんですね。機械でできるんで
すが、これは、例えば、名前が入っていまして、
品名、サツマイモ、百円、バーコードが入ってお
ります。自分で値段をつけて、そして、二十個と
いいますと、ざらざらざらと二十のシールが出て
まいります。それを自分の製品に張つて、所定の
位置に陳列をして帰る、こういうシステムになつ
ております。

値段は自分でつけるのですから、一日の間で
売れるかどうかというのが勝負です。その生鮮の

ですが、大変な活況でして、一年間の総売り上げが二十四億という規模でござります。ただ売ればいいわということではなくて、実は営農指導もきつちりしておりますので、例えば、これはウスイエンドウの例をもつてきましたんですが、いつ種をまいて、いつどういう作業をするか、消毒は、どれを何回やるか、いつごろやるということまできつちり決めておりまして、この作業の記録がきちんとつけられない人は持つてくる資格なし、こういうことを守らせた上で出させているというのが特徴でして、大阪はおろか京都郡から

らも自動車で何人か一緒になつて買ひに来るといふようなことをされておられました。

もちろん、これは小さな規模の農家だけではなくて、大きな規模でやつていらっしゃる方も、一部ここに持ち込む。これはどうしてかというと、その現実のマーケットの中では、この製品がどういう購買の状況になるのか、売れるのか売れないのか、ということが、次の経営戦略、自分の経営戦略に応用できるから一部こちらに持つてくる、こういうことも結果としては起こつてゐるようです。やはり、自分で値段をつけて、売れるか売れないかということを毎日やつてゐるのが大変おもしろい。土日になつたらどれだけ売れるか、ふだん

の日は、どれだけになるかということを毎日毎日考えながら農業をやつてゐるという喜びといふのか、そういうものが如実に伝わつてくるような、そんな仕組みをつくつておられました。そのことを目の当たりにして、やはりこれから農業は、前回も父親のノートを例に出して申し上げましたけれども、やはり、一步も二歩も工夫をしていくことが必要だなということをつくづく感じました。

○中川国務大臣 前回は、御尊父の七十年ほど前の大事貴重な資料の一端を知りまして、すごいなとうふうに思いました。当時の先端的な農業をまとめられたということあります。

今回は、二十一世紀の先端的な農業、しかも、多分紀ノ川の農業と私のところの農業とは全く農業形態が違うわけでありまして、そういう中で、紀ノ川に合つた形の、そして消費者ニーズに即時に対応できる体制を農業者みずから、あるいは農業協がやつていて、しかも、先端技術の最たるものである携帯電話、あるいはコンピューターシステムを使って、ある意味では知恵とそれから技術、そして、自然相手、生き物相手の農業とをうまく

ミックスして、いい成果を上げられているといふことで、大変今回も感動しながらお聞かせいただ

きました。ありがとうございました。
○西委員 実は、組合長さんにもお目にかかつたのですが、組合長さん自身が毎日最低一つの商品は自分でお出しになる。やはり、そういう現場体験を踏まえながら、皆さんのリーダーシップをとつていらっしゃる。やはりこれらの農業は、そういう各地各地におけるリーダーシップをとれる、そういう人が出てきてこそ新しい農業の出発があるんじゃないかなというふうな印象を持ちました。

具体的な質問に行きたいと思います。

引き続きまして、担い手について御質問申し上げたいんですが、就農支援策についてちょっとと調べさせていただきました。そうすると、ニューフィーマーズ・ファーマーズ・フェアというような形で、合同の就農説明会が行われておりますと、二千九百五十人が参加されている。さらには、道府県の農業大学校、それから就農の準備校、そんなところで何らかの研修を受けた人、この人数も四千五百人ぐらいいらっしゃる。その中で、約四割は具体的に就農されているという結果が出ております。あとの大割は何らかの都合で就農はしなかつたということなんですが、この理由につきまして、農省ではアンケートなどで実態を把握しているのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○中川国務大臣 前回は、御尊父の七十年ほど前の大事貴重な資料の一端を知りまして、すごいなとうふうに思いました。当時の先端的な農業をまとめられたということあります。

今回は、二十一世紀の先端的な農業、しかも、多分紀ノ川の農業と私のところの農業とは全く農業形態が違うわけでありまして、そういう中で、紀ノ川に合つた形の、そして消費者ニーズに即時に対応できる体制を農業者みずから、あるいは農業協がやつていて、しかも、先端技術の最たるものである携帯電話、あるいはコンピューターシステムを使って、ある意味では知恵とそれから技術、そして、自然相手、生き物相手の農業とをうまく

すると考えますが、実数は定かではございません。

また、平成十四年の三月に新規参入者の就農実態に関して調査いたしました。そのデータによりますと、実際就農に際し苦労した点について複数回答で聞いておりますが、就農技術の習得といふのは三割にすぎないのに対しまして、資金の確保あるいは農地の確保が難しかったというのが五割、住宅の確保が難しかったというのが三割ということになつておりますと、技術の習得以外の課題により就農に至らない場合も多いことが推測されております。

○西委員 今お答えがありましたように、そういう意味では大学校、それから準備校等では、研修は主に農業技術を教えているんだと思うのですが、現場にいざ行くとなりますと、それ以外の要素として、資金が足りない、それから農地が十分に確保できない、さらには住宅が確保できない、こんな要件で就農に障害を生じている、こんなお話をございました。

その中の一つの問題として、住宅の確保というのがあるというふうに言われています。私も中山間地に住んでおりましたので、この田舎には空き家がいっぱいあります。残念ながら、初めて来た人にはだれが持ち主かもわからない。それから、もし持ち主が見つかっても当人はいなくて都会にもう行つて、若い人たちが都會に住んでいる。そして、地域でそういう売買のやりとりをしてくれる人もなかなかいないというようなことで、不動産屋さんもそんなところまではなかなか面倒を見てくれる機会がないというようなことがあります。

○井出政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、新規就農者のさまざまなものがあるというふうに言っています。私も中山間地に住んでおりましたので、この田舎には空き家がいっぱいあります。残念ながら、初めて来た人にはだれが持ち主かもわからない。それから、もし持ち主が見つかっても当人はいなくて都會にもう行つて、若い人たちが都會に住んでいる。そして、地域でそういう売買のやりとりをしてくれる人もなかなかいないというようなことで、不動産屋さんもそんなところまではなかなか面倒を見てくれる機会がないというようなことがあります。

現在でも、都道府県によりましては、就農時の住宅対策として、地域の実態を踏まえまして、空き家等の賃借料に対する助成をするとか住宅の附せん等を実施する例は、まだ数は多くございませんが、見られております。

特に岡山県におきましては、昨年四月に担い手対策推進本部を立ち上げられまして、県が主体となって市町村、農協等と連携しながら、就農前の研修から始まりまして、住宅対策、それから就農後、経営が安定、定着するまでの取り組みを一体的に支援していくという、入り口から完成品になるまでちゃんと面倒を見るシステムというのを岡山県はつくられております。

私は和歌山では、農業ではないんですけども林業で、緑の雇用で住宅問題も随分苦労しまして、逆に県が真剣に取り組まざるを得なくなつて、かなりいろいろなシステムができております。

県の中にも、実は新ふるさと推進課という課がありまして、これは林業につこうという人たちに住宅をあつせんしたりと、いうようなことも含め、この課が面倒を見ている。さらに、それぞれの土地に専門のいろいろな職種のアドバイザーがいらっしゃつて、その人がいろいろお世話をしています。

そんなことを考えてみると、やはり國の方で

こういういろいろな方策を考えるんですが、やはりもつと近いところ、少なくとも県、できれば市町村が一番いいんだと思うんですが、そういうところの積極的な取り組みがぜひとも必要だというふうに実感をしておりますが、農水省の見解をお伺いしたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

希望や能力に応じまして、就農希望地での円滑な就農に結びつけていくためには、地域段階における支援体制の充実が重要であると考えております。

現在でも、都道府県によりましては、就農時の住宅対策として、地域の実態を踏まえまして、空き家等の賃借料に対する助成をするとか住宅の附せん等を実施する例は、まだ数は多くございませんが、見られております。

特に岡山県におきましては、昨年四月に担い手対策推進本部を立ち上げられまして、県が主体となつて市町村、農協等と連携しながら、就農前の研修から始まりまして、住宅対策、それから就農後、経営が安定、定着するまでの取り組みを一体的に支援していくという、入り口から完成品になるまでちゃんと面倒を見るシステムというのを岡山県はつくられております。

みに関する情報を収集し、インターネット上から何かで情報を的確に提供するとともに、今後とも、

相談活動を通じまして、住宅に関する情報についても提供に努めてまいりたいと思っております。
○西委員 ぜひとも先進的な自治体の取り組みをインターネットなどを通じて就農希望者に、これはひいては各自治体の参考にもなると思いますので、取り組みをよろしくお願いしたいと思いま
す。

それから次に、新規就農・定着状況の調査、これは中国四国農政局が行つております。それから、農水省の、新規就農者の就業状況に関する調査があります。主な新規就農者の就業に対するアンケート調査は、この二つだと思います。

この結果、若干先ほどもお話をありましたけれども、まず、新規就農には二つあって、家族が既に農業をやっている、そこに帰つてくる、こういうケースと、全く何も持たずに、農家の出身ではない、こういうケースがあるんです。

まず、農家の子供が新規就農者として帰つてく

る、こういうときには、当然のこととして、三年から五年ぐらいしますと、この本人が経営主になります、また、少なくともある部門の責任者として責任を持ってやるということになつてまいります。そうしますと、当然これは、栽培の技術はもちろんのことですが、経営に対する能力、ノウハウも必要である、こういうことに支援をしていく必要があるのではないか。

一方で、農家の出身じやなくて、全くの素人で飛び込んでいくいわば新規参入者ですね。この人が三年から五年を経過してどういうことになるかといいますと、先ほども若干話がありましたが、意外に収入が上がらない、もちろん面積は拡大したいけれどもなかなか拡大しにくい、それから、販売面でもなかなか思うようにいかない、また、労働力がもう少し欲しいんだけれどもなかなかか広がらないというようなことがアンケートで指摘をされております。これらのこととが原因となつて、頑張って農業をやろうと思つて行つたんだけ

れどもやめてしまう、こんな結果が出ているよう
に思います。

この定着率を向上させるには、それぞれの原因に対する対策を考えていく必要があるというふうに思うんですが、新しく農業に取り組む人々に対する定着率の向上、それから離農の防止、農業をやめさせないようにするためにどうしたらいいかということで、大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○中川国務大臣 せっかく農業の専門の学校を卒業しても、今御質問に対しても答弁があつたように、やりたくとも、技術の問題、それから資金土地までは何となくわかるんですけども、住宅というものが非常に大きな問題だということで、地域も大変だななど。そして、その後定着をしてもらわなければいけないということで、なかなかこれも難しいという西委員の御指摘、これも非常に大事なポイントだろうと思っております。

Journal of Health Politics, Policy and Law, Vol. 35, No. 4, December 2010
DOI 10.1215/03616878-35-4 © 2010 by The University of Chicago

Digitized by srujanika@gmail.com

○西委員 少し観点を変えまして、続いて、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをしたいと思います。

まず一点目ですが、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策は車の両輪である、こういうことが言われております。経営安定対策は、これは今まさしく審議しているとおり、法制化をしようとしているわけですが、車の両輪の方の農地・水・環境保全向上対策は法制化されない、いわば予算を中心に措置していくということになろうかと思うんです。といつても、これもやはり、今後の農政を考えますと、ずっと継続をしていくべき内容のものであろう、こういういう事業であろうというふうに思っておりますが、まず初めに農水省の見解をお聞きしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策は、ただいま先生からお話をありましたように、品目横断的経営安定対策と車の両輪ということで、特に食料の安定供給や多面的機能の發揮に必要な社会共通資本である農地・農業用水等の資源、さらにその上で営まれる営農活動を一体として、その質を高めながら将来にわたり保全するための対策というふうに考えております。

こういった重要な施策でございますので、先生のお話にありましたように、農地・水・環境保全の取り組みは継続的に行われていく必要があるというふうに考えております。

本対策の実施中に、地域地域で自主的な体制あるいは仕組みを考えて、それをつくり上げていっていただきたいことが非常に重要であると考えております。また、本対策は、先生のお話にありますように、立法措置を講じておりませんけれども、一定期間実施をいたしまして地域の自主的な体制の整備を促していくことといたしまして、その期間が終了した時点で、そういうたつの自立的な体制あるいは仕組みができているかどうか、あるいは、さらに対策が必要であるかどうか、そういうことも含めしっかりと評価をしていくという

○西委員 少し観点を変えまして、統いて、農地・水・環境保全向上対策についてお伺いをしたいと思います。

まず一点目ですが、品目横断的経営安定対策と農地・水・環境保全向上対策は車の両輪である、こういうことが言われております。経営安定対策は、これは今まさしく審議しているとおり、法制化をしようとしているわけですが、車の両輪の一方の農地・水・環境保全向上対策は法制化されていない、いわば予算を中心で措置していくということになろうかと思うんです。といっても、これもやはり、今後の農政を考えますと、ずっと継続をしていくべき内容のものであろう、こういう事業であろうというふうに思つておりますが、まず初めに農水省の見解をお聞きしたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策は、ただいま先生からお話をありましたように、品目横断的経営安定対策と車の両輪ということで、特に食料の安定供給による内需の確保に心配な社会状況がござ

○西委員 ふうに考えております。
当然のこととして、一定期間を終えた後しつかりと評価をすることは大切だと思いますが、事の性格上、何年やつたらこの目的が達するというふうに思いますので、よろしく対策をすることによって維持されていく性格のものであるうというふうに思いますので、よろしく御理解をお願いしたいというふうに思います。
次に、営農活動に關する支援に關して、これは、現状維持にとどまらずに質的な向上を図る効果の高い活動を実施する。これが前提だというふうに思いますが、環境をよい環境に改善していくという前提に立つわけですが、必ずしも今の状況が悪いから改善するというところだけではなくて、今の状況を維持していくことも必要であろう。場所によつては環境はもう既に悪いところもあるんですが、そうではない、今の状況を維持していくことが大事だというようなどころもあらうに私は思います。
そこで、よりすぐれた環境保全向上活動について、「地域の取組の更なるステップアップへの支援」こういうパンフレットといふか紙面があるんですが、具体的にどのような支援を行うことが大事なのかということをまずお伺いしたいというふうなこと、それから、十八年度のモデル事業を活用して詳細を決めていこうというふうに予定されているのですが、実は、十九年度実施のために、概算要求とかいろいろ作業もあると思います。このことについての検討のスケジュール、これはどうなつているのかということをお聞きしたいと思ひます。

こうと/orことですが、具体的には二つの内容を想定しております。

一つ目は、取り組みの質の向上等のステップアップを誘導するという観点から、活動組織に対

していわば促進費を交付するということでござります。これが一つの内容でございます。

もう一つの内容、二つ目でございますが、特に先進的な取り組みを行う地域を評価していくということによって展示的な効果を引き出したいといふようなことを考えておりまして、この展示的効果を引き出す仕組みを構築していきたいというところでございます。

ただいま先生からお話をありましたように、十八年度にモデル事業を実施しております、十九年度のこの対策を実施していくためには、夏の概算要求までに農林水産省として一定の方向づけ、整理をする必要があります。十八年度のモデル地区はもう既に相当の地域で立ち上がり、あるいは立ち上げの準備をしておりますので、早急にこのモデル地区の実施状況を把握いたしまして、夏の概算要求までに整理をしていきたいと考えております。

○西委員 まず、組織に促進費を出す、先進地域を評価していくと、いうことなんですが、もう少し具体的に、やはりそれぞれの地域も準備のこともあると思いますので、概算要求に間に合つると同時に、広報といいますか、この評価のあり方、モデル事業の内容についても、早く具体的にそれぞれ各地区にお知らせをしていっていただきたいとうふうに思います。

それから、この支援の対象ですが、農用地区域ということに限定をされております。農用地区域以外の都市農業、これも頑張っていますし、そういう意味では、これは、環境保全等、また、さらなる取り組みについてもステップアップするためには大事な地域には違いないというふうに私自身は思っているんですが、今回農用地区域以外のところはこの対象とならないということですが、その理由を明確に説明していただきたいというふ

うに思います。私自身は、そこは入れてもいいんじやないかというふうに思いますが、はつきりしました考え方を述べていただきたいと思います。

○山田政府参考人 お答えいたします。先生から先ほど来お話をありましたように、この農地・水・環境保全向上対策、非常に重要な施策でございまして、ぜひ永続的な形で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

そういう意味で、本対策の対象地域は、こういった農地や農業用水等の資源が将来にわたり良好な状態で保全されて農業上の利用に供される地域であることがやはり必要ではないかというふうに考えております。

そこで、先生御案内とのおり、農振農用地区域につきましては、今後相当長期にわたつて農業の振興を図ることが相当であると認められるいわゆる農業振興地域のうちで、農用地等として利用するべき土地とということでございまして、今申し上げました農地等の資源が将来にわたつて保全され農業上の利用がなされるという地域でありますので、本施策の対象としたところでございます。

○西委員 時間が来ましたので終わりますが、相当長期にわたつてという、農用地区域は当然なんですが、市街化調整区域に入るところも、今の施策がどこまで続くのかという长期と、この長期の度合いによるんですが、私は、その与えられた範囲の中でこの保全も必要なことだ、この制度の囲の中でこの保全も必要なことだ、この制度のなかで何が別にして、やはり環境という側面の一環としてぜひともお考えをいただきたいことをお願いいたしまして、質問を終わります。

○稻葉委員長 ありがとうございました。

○菅野委員長 次に、菅野哲雄君。

○菅野委員 社民党的菅野哲雄でございます。まず初めに、民主党案について質問をさせていただきたいたいというふうに思います。

食料の自給率目標を将来的には六〇%、十年後には五〇%という設定をしておりますけれども、この間、私も、政府に対して、食料自給率の向上対策ということで議論してまいりました。ここ十

年間ほほ四〇%台という形でずっと推移しているわけでございますけれども、この一〇%自給率を上げていくというのは私は並大抵のことではないというふうに思つております。

それで、ぜひ、五〇%、六〇%とした理由と、この目標達成に向けての具体的対応というのを法案提出に当たつてどう考えておられるのか、この点をお聞きしておきたいというふうに思います。

○山田議員 菅野委員とは三年前、新食糧法のときに、当時、私、自由党でしたが、菅野委員が社民党、そして筒井さんが民主党で、共産党も含めて四野党、大変この食料自給率については議論いたしました。

あのとき、最終的に、当面目標五〇%と話し合つて決めたと思いますが、あのころからずっと議論を重ねてまいりました。この五〇%はどうしたら具体的なものになり得るか、現実に、十年後にあと一〇%達成できるか、その辺随分議論させていただきました。

その結果、自給率で一番カロリーが高いもの、カロリー・ベースでありますから、食用油、これはほとんどが輸入ですので、かつてあつた菜種油、これはかつて六十四万トン日本で生産されておつたんですが、少なくともその半分、これを里山、中山間地域でつくることができれば。実際、農家に当たつてみましたところ、米並みの収入を直接支払いしてもらえば、菜種は裏作で青森県までできますので、だれでもそれをやれるんじゃないかと。そういうところから、菜種を三十二万トン。

また、麦、大豆にしましても、菅野委員も御承知のように、食料・農業・農村基本計画で、二〇〇一年でしたか、麦、大豆に七万三千円まで支給したことがありました。あのときに、目標をたつた二年で達成してしまった。

お金さえ、いわゆる直接支払いさえできれば、農家にしてみれば、お金になればつくる。そういうふうに思つています。

以上です。

○菅野委員 まさに私は、食料自給率を上げていくためには、中山間地域農業も含めて農業の徹底した振興策を図つていかないと達成できないんだということだと、いうふうに思つています。

そういう意味で、次の質問とも絡まるんですが、私も山田提出者とともに議論し合つてまいりましたし、今の扱い手に集中していくという方向においては、私は自給率向上には結びついていかないという観点から議論し合つてまいりました。

政府案と徹底的に違うのはこの点だというふうに思つんですが、政府の今の扱い手に集中している、こうという政策に対して、民主党案は、販売農家の農地に対して直接支払いを行つていく、そして数値目標は一兆円と法律案に明示して書いている、ここが決定的な違いだというふうに思つんですけれども、これを再度、国民に知らしめるためにも、この考え方、理由というものを示していた

○山田議員 菅野委員と本当にその辺も含めて今まで議論してまいりましたが、まさに私どもにとって今大事なことは、自給率を五〇%、六〇%達成するといつても、担い手、四町歩以上の耕作者とかあるいは認定農家とか、そういう形で絞ると、かつて、中核農家、プロ農家あるいは中核的な農業農家とか、いろいろな形で、そういうところだけを除外して補助事業とかその他を厚くやろうとした政策は、ことごとく失敗したわけです。

そういう意味で、門戸を広く開放して、本当にやる気のある農家、これから意欲のある農家、そういう対象を広くやるとする。そうすると、すべての農家に対して、兼業農家、例えばサラリーマンでどこか市役所に勤めている人に対してもという形になりますと、ややばらまきの感が否めませんで、全農家ではなく、計画的に生産をする販売農家、そういう対象のみ直接支払いをする、そういう形で絞り込みましたが、それだけでも約二百万戸を数えるんじゃないかと思います。そういう意味では、中山間地域における、里山における農家、そういう人たちも、やる気のある人に対する対応は広く直接支払いを一兆円やっている人に対する対応は広く直接支払いをやっていたりすることですから、かなり広範にやっています。

一方、政府の集落営農ですが、政府案の集落営農によりますと、いわゆる販売する農産物あるいは購入する資材等、経営を一元化するとか、現在在、集落営農という名目で農協とか役場あたりで説明を行っておりますが、農家は、現場に行きますと、さっぱり何が何だかわからないとてもじやないけれども、これはどういうことだといふことで、集落営農の実現ということは事実上難しい。

そう考えますと、我々民主党案が現実的であり、かつ非常に有効な、いわゆる自給率達成農業政策であると確信いたしております。

○菅野委員 やはり自給率目標をしっかりと立てて、そこに向かっていくプロセスというのをつく

り上げていくこと、そのためにも、私はずっと議論しているんですが、中山間地域も含めたやる気のある農業者を政府が支援していく制度なしにふうに思っています。

それで、政府にお聞きしますが、品目横断的経営安定対策について、先日二田委員の質問に対しで、現時点でのいろいろな要素を加味して、面積で五〇%、人数で三〇%という答弁をしているんですけれども、この面積要件五〇%、人数で三〇%の中身に、集落営農、現在行っている法人経営の集落営農的な部分を含めればというふうになりますけれども、実際には、物理的制約に応じた特例も設けております。それから、生産調整に応じた特例も設けております。所得に応じた特例も設けております。そして、現時点での出発に当たって、これらの特例要件は私は全然入っていないというふうに思っていますが、そのことを確認しておきたいと思います。

○井出政府参考人 お答えいたします。

本対策の要件を満たす対象面積、対象者の割合についてでございますが、先日御答弁いたしましたものは、仮に、個別経営につきましては、農林業センサスに基づいて、経営耕地が四ヘクタール、北海道では十ヘクタール以上の経営体、集落営農については、集落営農実態調査に基づいて、現在存在するとされている一万組織、これが対象の近傍地で、サラリーマン世帯で得ている収入並みの収入が確保できて、農業でしっかりと暮らせが集積されると言つておりますのは、これは効率的かつ安定的な農業経営に七、八割程度を集積することを見込むと言つております。

効率的かつ安定的な経営というのは、その農家の近傍地で、サラリーマン世帯で得ている収入並みの収入が確保できて、農業でしっかりと暮らせが立っていく経営体ということです。そこで、今回我々が対象にしておりますのは、四ヘクタール、十ヘクタールというものは、これは、現時点で効率的かつ安定的な経営には到達していないけれども、そういう経営に到達し得る、まさに意欲と能力を持つていて方々として基準を基本的に定めているわけです。

ですから、先ほど申し上げましたように、基本の面積をクリアしている方あるいは集落営農、それを加えまして、所得特例や面積特例あるいは生産調整特例で今回対象になつてくる人、そういう

基準がございます。

こういった特例による対象につきましては、別途基準の設定をおきまして、集落単位でやつたり

ことで、地域の範囲の定め方がさまざまになりますし、それから、所得特例の場合も、個々の農業

者の所得額を現時点で把握することが困難でござりますので、こういった特例によってどの程度対象になるのかという点については試算ができることがあります。

それが、何にしろ、対策の内容を、特例もあるんだ

よ

と理解いただきたいと思います。

○菅野委員 そうすると、平成二十七年度までに面積で七〇%から八〇%を持っていくんだというふうに答弁されておりますけれども、出発に当たって五〇%、それで二〇%から三〇%は特例に該当する部分なんですかという私は疑問が生ずるわけなんですけれども、この七〇%から八〇%に持つてこうとするところを、どこを対象にして考えておられるんですか。

○井出政府参考人 お答えいたします。

平成二十七年の構造展望で、農地七、八割程度が集積されると言つておりますのは、これは効率的かつ安定的な農業経営に七、八割程度を集積することを見込むと言つております。

効率的かつ安定的な経営というのは、その農家の近傍地で、サラリーマン世帯で得ている収入並みの収入が確保できて、農業でしっかりと暮らせが立っていく経営体といふことでございまして、今回我々が対象にしておりますのは、四ヘクタール、十ヘクタールというものは、これは、現時点で効率的かつ安定的な経営には到達していないけれども、そういう経営に到達し得る、まさに意欲と能力を持つていて方々として基準を基本的に定めているわけです。

ですから、先ほど申し上げましたように、基本の面積をクリアしている方あるいは集落営農、それを加えまして、所得特例や面積特例あるいは生産調整特例で今回対象になつてくる人、そういう

人をとらえまして、さらにはその方々が規模拡大をする、あるいはそういう営農の高度化をしていくということを期待するわけでございます。

現在、行政と農業団体で一生懸命連携協力して

いる

ことで、この対策がスタートする時点において対象となる人がどのくらいで、対象面積がどのくらいかということが、現時点では把握が困難でございまます。ですが、何にしろ、対策の内容を、特例もあるんだ

よ

と理解して、経営安定対策に該当するよう取組みというのを行つていかなければならぬと、いうふうに思つております。

ただ、そう考えたときに、一方で、「集落の資源・環境を守ろう 農地・水・環境保全向上対策に向けて」というこのパンフレットをもらいました。この説明を受けても、このごろ少しはわかるてきたんですが、当初出てきたときには、これは何なんだ。そして、聞かれても私は説明できませんが、やはり経営安定対策に該当しない部分をもう一つの車でカバーしていこうという流れで、車の両輪という言葉の意味もわからなかつたんですねが、やはり経営安定対策に該当しない部分をもう一つの車でカバーしていこうという流れであります。このごろわかってきたんですけども、この農地・水・環境保全向上対策の全体スキームについてまず説明していただきたいというふうに思つています。

○山田政府参考人 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策は、二つの内容を

有しております。一番目に、地域ぐるみで、農業用水等の適切な保全とあわせまして、施設の長寿命化や環境の保全にも取り組む共同活動と言つておる部分でございます。それから二つ目が、地域の中でまとまって化学肥料や化学合成農薬の使用を原則五割以上低減する先進的な営農活動でございます。これらを協定に位置づけて、多様な主体の参画を得て、総合的、一体的に実施する活動に支援をするということでございます。

具体的に若干その手続なり仕組みを御説明いたしました。それが、一番目に、集落単位あるいは水系単位などで、地域の実情に応じて共同活動の範囲を決めていただく必要がございます。

二番目に、農業者のみならず、地域住民などの多様な主体も参画した活動組織を設立していただきたい。これは、地域ぐるみで取り組むということ、農家以外の人も関係者として含んでいただきたいということでございます。

それから三番目に、資源の適切な保全に加えて、資源の長寿命化や生態系保全、景観保全といつた環境保全活動などの効果の高い取り組みを行なう活動計画を策定していただき、市町村と協定を締結していただくというのが三番目でございます。

四番目に、この協定に位置づけられた活動を行なった場合に、この活動区域の農振農用地区域の農地面積に応じて支援交付金が交付されるということになつております。

それから、先ほど二つの内容を言いましたが、二つ目の営農活動への支援ということでございますが、こうした地域において、相当程度のまとまりを持つて化学肥料、化学合成農薬の大幅な使用の減らし等の活動について協定に位置づけをされ取り組んだ場合に、実施面積に応じて支援交付金が交付されるということでございます。

○菅野委員 車の両輪と言われておりますけれども、完全に私は別政策だと理解しております。だから、今度の品目横断的経営安定対策ができるか

らもう一つ別の車というものをつくらなければなりませんという理由、大体わかつてきただけであります。

ども私は、車の両輪というのは使わない方がいいと思うんです。環境保全対策を国として、農水省として進めていくんだというふうな私は説明の方が多いと思います。

それで、十八年度予算については資料をもらいました。それから、十九年度以降の予算について、先ほど佐々木委員と議論しておりましたけれども、私は、環境保全対策ですから、国土保全というのは国の責任で行なうべきではないのかなという強い思いを持つています。これに対してどう考へているんですか。

○山田政府参考人 お答えいたします。

まず、委員の方から四百億円という数字があるのかということでございますが、これはどこかの

ところでも、もう一回私に対しても、十九年度以降、将来どれくらいの予算規模を考えているのか。そし

て、このパンフレットを見れば、環境に優しい農業への支援というものは、十八年夏を目途に支援單

位を明らかにしていくと、中身になつていていますから、どういう形で新たな農地・水・環境保全向上対策を考えているのか、これを説明していただきたいと思います。

○山田政府参考人 今委員からお話をありましたように、十八年度におきまして、モデル的な事業を全国約六百地区で実施しております。このモデ

ル的な実施を通じまして、その実施の体制ですとか支援の内容等につきまして、施策の実効性ある

いは現場で適応できるかどうか、こういったことを検証していくということがこの十八年度予算の内

容でございます。

したがいまして、十九年度以降の対策につきましても、十八年度のモデル事業の中でさまざま

しては、十八年度のモデル事業の中できまさざまな検証をし、あるいは情報収集しまして、十九年度

の具体的な内容につなげていきたいということでござります。

それから、地方の負担の件でございます。この農地・水・環境保全向上対策は、先ほどちょっと

御説明をしましたが、食料の安定供給あるいは多面的機能の發揮を通じて、農業者のみならず、地

方、国、それぞれが利益を受けるという施策であると考えております。

具体的に申し上げますと、当然國は利益を受け

るわけですが、國としましては、國民の食料の安定供給ですとか國土保全、先生おつしやいました

けれども、あるいは環境といった国民全体の視点からの利益を受けるわけでございますが、一方、

地方公共団体といたしましては、地域農業の持続

的発展でございますとか地域コミュニティの維持発展といったこと、あるいは地域の活性化とい

うこともあるうかと思ひますが、こういつた観点

からも受益するというふうに考えております。

このように、國、地方がそれぞれ受けける利益に応じて負担を行つていくのが適當ではないかと考

えているところでございます。

○菅野委員 国が一、地方が一という形で制度設

計がなされておりますけれども、今、地方自治体

は非常に財政的に厳しい状況に追い込まれており

ます。当面は國の施策として行つていかなければなりませんという決意がなければ、私は

地域に浸透していかないんじゃないかなと。

後でも言いますけれども、もう一つのスキーム

として、財政措置のあり方として、國、地方、一

対一と言われておりますけれども、私は、環境保

全対策ですから、国土保全というのには國の責任で

行なうべきではないのかなというふうな仕組

みにしていかなければならないというふうに私は

強く思つております。

それで、今後検討するに当たつて、確定した

のじゃないというふうに伺つておりますから、ぜ

ひその辺も配慮して全体スキームをつくつてい

た

だときたいというふうに思つています。

最後になりますけれども、中山間地域と直接支

払い制度との関係はどうなつていくんですか。こ

れは、中山間地域への適用というのが大多分にな

るというふうに思つています。

それで、今後検討するに当たつて、確定した

のじゃないというふうに伺つておりますから、ぜ

ひその辺も配慮して全体スキームをつくつてい

た

だときたいというふうに思つています。

最後になりますけれども、答弁願いたい

いと思つています。

それから、地方の負担の件でございます。この農地・水・環境保全向上対策は、先ほどちょっと

御説明をしましたが、食料の安定供給あるいは多

面的機能の發揮を通じて、農業者のみならず、地

方、國、それぞれが利益を受けるという施策であ

ると考えております。

具体的に申し上げますと、當然國は利益を受け

るわけですが、國としましては、國民の食料の安

定供給ですとか國土保全、先生おつしやいました

けれども、あるいは環境といった国民全体の視点

からの利益を受けるわけでございますが、一方、

地方公共団体といたしましては、地域農業の持続

的発展でございますとか地域コミュニティの維持発展といったこと、あるいは地域の活性化とい

うこともあるうかと思ひますが、こういつた観点

からも受益するというふうに考えております。

このように、國、地方がそれぞれ受けける利益に

応じて負担を行つていくのが適當ではないかと考

えているところでございます。

○菅野委員 先ほど申しましたけれども、いずれ

にしましても、十九年度予算、概算要求が夏に来

ますので、それまでの間に各種の情報収集を行

い、あるいは状況を把握いたしまして、さまざま

な内容について詰めていきたいと考えております。

○菅野委員 全体スキームを構築するに当たつて、四百億という数字が出ているんですか。だから、全体スキームをつくるに当たつて、どれくら

ます。当面は國の施策として行つていかなければ

ば、制度として浸透していかないんじゃないかなと。

後でも言いますけれども、もう一つのスキーム

として、財政措置のあり方として、國、地方、一

対一と言われておりますけれども、私は、環境保

全対策ですから、国土保全というのには國の責任で

行なうべきではないのかなというふうな仕組

みにしていかなければならないというふうに私は

強く思つております。

それで、今後検討するに当たつて、確定した

のじゃないというふうに伺つておりますから、ぜ

ひその辺も配慮して全体スキームをつくつてい

た

だときたいというふうに思つています。

○菅野委員 お答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策、これは先ほど

説明をしておりますが、地域を対象としまして、

共同活動への支援を通じて、社会共通資本でござ

ります農地、農業用水等の資源を将来にわたつて

適切に保全管理していくと、いう考え方でございま

す。一方、中山間地域等の直接支払い制度、これ

は個々の農家を対象とした対策でございまして、

説明をしておりますが、地域を対象としまして、

共同活動への支援を通じて、社会共通資本でござ

ります農地、農業用水等の資源を将来にわたつて

適切に保全管理していくと、いう考え方でございま

す。一方、中山間地域等の直接支払い制度、これ

いうふうに考えております。

今後、十九年度からの本格的な施策の導入に向けまして、先ほど言いましたモデル支援等の結果も見ながら、両施策の調整について検討していきたいというふうに考えております。

○菅野委員 時間ですので、終わります。ありがとうございました。

○稻葉委員長 次回は、来る二十日木曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時七分散会

平成十八年四月二十一日印刷

平成十八年四月二十四日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C